

様式第6号(第6条関係)

令和7年4月1日

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆

会派代表者の氏名 足立 義美

経理責任者の氏名 加藤 貴之

令和6年度収支報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例第7条並びに同条例施行規則第6条第2項の規定により、令和6年度の政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

記

1 収入

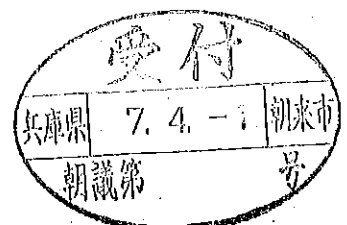
科 目	金 額	摘 要
政務活動費	930,000 円	120,000 円×7 名 90,000 円×1 名
計	930,000 円	

2 支出

科 目	金 額	摘 要
調査研究費	252,362 円	先進地視察 (10/8~10)
研修費	422,340 円	①研修会参加 (10/30) 60,280 円 ②研修会参加 (11/11) 15,000 円 ③研修会参加 (11/14) 15,000 円 ④研修会参加 (2/2~2/3) 332,060 円
広報費	円	
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	73,178 円	図書購入
計	747,880 円	

3 収支差引残額

収入総額 930,000 円－支出総額 747,880 円＝ 182,120 円



様式1<調査研究費関係>

令和7年4月1日

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆

会派代表者の氏名 足立 義美



政務活動費（先進地視察）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、政務活動費（先進地視察）の成果について報告します。

記

1 参加議員名

浅田郁雄、足立義美、加藤貴之、瀧本稔、水田文夫

2 視察期間

令和6年10月8日（火）～ 令和6年10月10日（木）

3 視察先及び視察目的

- (1) 長野県北高井郡小布施町 観光まちづくりについて
- (2) 富山県黒部市 福祉のデジタル化について
- (3) 富山県南砺市 小規模多機能自治について

4 視察報告

- (1) 長野県北高井郡小布施町 観光まちづくりについて

◆町の概要

長野県北部の長野盆地に位置し、周囲を千曲川など3つの川と雁田山に囲まれた自然の豊かな総面積 19.07 平方 km の平坦な農村地帯。町役場を中心に半径 2 km の円に、ほとんどの集落が入る長野県で最も小さな町。人口は約 11,000 人、住民同士が互いに顔を知り合える相識圏で形成されている。東部は高山村に、西部は千曲川を隔てて長野市に、南部は松川を隔てて須坂市に、北部は篠井川を隔てて中野市に隣接。年間降雨量は約 900mm で全国的にも雨量が少ない。基幹産業としては農業で、栗・りんご・ぶどうが有名である。

◆視察時の状況

- ①視 察 日 令和6年10月8日
- ②視 察 時 間 15時00分～16時30分
- ③視 察 会 場 小布施町役場
- ④説明者職氏名 企画財政課企画交流係

◆視察先調査事項の概要

「なぜ、小布施には人が集まるのか？」

- 1、観光促進の基本方針と具体的取り組みについて。
- 2、PR 誘致方法について。
- 3、年間の観光入込客数について。
- 4、経済波及効果について。
- 5、町民の観光に関わる比率と雇用数について。
- 6、産業としての現状と今後の見通しについて。
- 7、ふるさと納税の受け入れ寄付額について。

◆調査事項に対する視察目的

小布施町の視察目的は「観光産業について」でした。しかし、「観光施策は特に行っていない」「企業誘致も行っていない」と担当者。人口 11,000 人に観光客が年間 120 万人も訪れる町で、住民がいかなるパワーを発揮し、行政がそこにどう関わったかを学ぶ視察でした。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

幕末に葛飾北斎（浮世絵師）、小林一茶（俳諧師）など多くの文人墨客が訪れた小布施の町づくりは、戦後、人口が 9,000 人まで落ち込み、町が移住定住策に取り組んだことに始まり、次は住民パワーで町の栗菓子老舗店数軒が修景事業に取り組み「栗と北斎と花のまち・小布施」のまちづくりが行われていました。

- ① 移住定住策…公営住宅の建設や宅地造成・分譲。
- ② 北斎館…町民の持つ北斎作品の散逸を防ぎ、収蔵、公開のため、昭和 51 年に開館。周りに何も無く“田んぼの中の美術館”と言われていたが、町民の意識喚起や町の集客を考え、官民連携してまちづくりを進めてきた。
- ③ 地場産業…特産品“栗”を使った栗菓子の老舗が小売り・飲食サービスを開始。この取り組みが、お客様を迎える町に変わっていききました。
市税の半分为第 1 次産業の町民から。
また、企業誘致も特に行っていない。
- ④ 町並修景事業…北斎館周辺を居住と商売を併せた空間として町並みを修景。周辺の景観との調和と美しいまちづくりの基準や条例を整備。
- ⑤ 花のまちづくり…昭和 55 年中学生の花壇づくりから始まった「花のまちづくり」活動。町が修景条例を作り、町民も町の美観への関心が高まり、自宅の庭を美しく造って観光客に開放する「オープンガーデン」活動を展開している。

■「栗と北斎と花のまち・小布施」

歴史を積み上げただけであれば、どこの地域も小布施のように訪れたいはず。しかし、なぜ小布施には人が集まるか。そこには、50 年近く前に計画を立て整備された「北斎館」などのものもあれば、ここ数年で整備された「本とつながる。人とつながる」をキャッチコピーに、町なかの商店の一角が図書館になっている「まちじゅう図書館」の中核施設「まちどしよテラス」もありました。（休館日で入れませんでした）そして、この間に、町長が変わろうとも小布施町が一

つのコンセプトのもと、つながって作り続けられているということに感銘を受けました。研修成果を元気で美しいまちづくりに生かしていきたいと思います。

(2) 富山県黒部市 福祉のデジタル化について

◆市の概要

富山県黒部市は人口 3.8 万。日本海に注ぐ黒部川の中下流域を市域とし、宇奈月温泉などの名所にも恵まれている。高齢化率は 32% (2020)。

◆視察時の状況

- ①視察日 令和 6 年 10 月 9 日
- ②視察時間 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
- ③視察会場 黒部市福祉センター
- ④説明者職氏名

黒部市社会福祉協議会 事務局長 [REDACTED]

一般社団法人 SMART ふくしラボ プロジェクトマネージャー [REDACTED]

同 シニアマネジャー [REDACTED]

◆視察先調査事項の概要

DX による 3 市 2 町連携の福祉の送迎業務デジタル化、トヨタと連携したクロスモビリティプロジェクト等について。とくに、福祉 Mover 事業、GO トレ事業について。

全体的な事項

- ・プロジェクトに至った背景
- ・プロジェクトの全体像
- ・「GO トレ」と「福祉 Mover」この 2 つは全く別のプロジェクトと考えて良いか。
- ・関連があるのか。
- ・自治体間の連携はどのように進められたか。黒部市の役割は。県の役割は。

福祉 Mover (介護送迎のデジタル化) について

初期費用、年間費用は。

システムは IT が苦手な方でも使いやすいか。

事業所ごとにチェック項目等をカスタマイズできるのか。

専門の運転員を雇っている事業所でも効果はあるのか。

事業所の人材確保に有利に働いているのか。

送迎のアウトソーシングや事業者を超えた「共同送迎」も実現できるのか。

そのための課題は。

GO トレ (地域まるごとデイサービス) について

事業者側の体制は。

参加者の介護度は。介護度に応じて行き先等を変えるのか。

行き先はどのような選択肢があるか。行き先側に特別な協力を求めているか。

何人のグループで行うのか。

いつも同じ行き先なのか。一回で何箇所くらい行くのか。

なぜ公共交通を使うのか。送迎車を使わない理由。

交通機関側に特別な協力を求めているのか。

利用者は介護予防拠点まではどのように行くのか。

健康データ収集について。どのように収集してどのように活用するのか
費用及び利用者負担について。介護保険事業としての位置付けは。

◆調査事項に対する視察目的

高齢者福祉の課題解決に向けてデジタル技術はどのように活用できるか。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

SMARTふくしラボは黒部市社会福祉協議会から派生独立してできた法人である。通常の社協の事業範囲では難しい、市域を超えた広域的な活動や、調査・研究・提言などを行なっている。市の財源は入っておらず、独自に国や民間の補助金を獲得して運営している。特に、高齢者福祉の課題解決に向けてデジタル技術を活用した斬新なアプローチを次々に生み出し注目されている。

①クロスモビリティプロジェクト

2点の事業について主に学んだ。1つは介護事業所の送迎業務の負担軽減のための「クロスモビリティプロジェクト」である。介護事業所、特にデイサービス事業所にとって送迎は平均1日3時間を占めて大きな負担となっている。介護職員自らが送迎業務にあたる場合も多く、介護人材不足の一因になっている。多くの事業所では日々の送迎ルートの調整を紙と地図を使って手作業で行っており、その技術がマネージャーに属人化していることも多々ある。そこで、福祉 Mover という既存のスマホアプリを用いて、送迎のルート調整等を自動化して業務負担軽減を図る。特別な端末は不要で、月額1〜2万円のアプリ利用料を支払う。法人では黒部市を含む近隣3市2町の95事業所に声をかけ、16事業所が実証実験に参加した。結果、5台以上の送迎車を有する大規模法人には業務改善が見られた。一方、小規模な法人にとってはそれほど効果が見えなかったという。

この事業のさらに目指すところは、共同送迎の実現もしくは送迎の外注である。個々の事業者がそれぞれのやり方で属人的なアナログ作業をしている現状では、これは難しい。最初のステップとして、福祉 Mover という共通のプラットフォームを各事業者が用いることで、送迎の共同運用もしくは外注につながることを期待できる。現在、このプロジェクトをきっかけに、兵庫県豊岡市や長野県東御市などでも同様の動きが起動しつつある。

感想としては、共同送迎の仕組みは朝来市でも目指すべきだと思っている。その中で、アプリの導入というファーストステップを事業者に提示することは、事業者にとって何をすべきかが見えてわかりやすいと思った。一方で、やはり地域の事業所を束ねようと思えば、多大な労力が係ることは間違えない。そこに本気になれるかどうかだ。豊岡のスマートコミュニティ推進機構はトップに市長を据えており、ある程度トップダウンで推進していくのだろう。それとともに、草の根で辛抱づくよく動いていく人材も必要だと思う。

②GOトレ事業

2点目は「GOトレ」事業。これは「外出することが介護予防になる」という発想で、地域を丸ごとデイサービス化するというコンセプトである。具体的には、要支援程度の高齢者を対象に8名程度のグループを作って、ジャンボタクシーや公共交通を使ってお出かけをして楽しい1日を過ごす、というものである。

現在、黒部市の介護保険事業（一般介護予防）としてラボが委託を受けて実践している。GOトレは月に2回程度開催される。行き先は市内の道の駅、温泉、牧場などなど。特にトレーニングの内容は固定せず、いわば「自主トレ」をしてもらうという。道の駅に行って昼食をとろうと思えば、家で持ち物の準備をする、お化粧をする、道の駅にバスで移動する、商品を選ぶ、タッチパネルで注文する、商品を受け取る、食べる、みんなで会話する、帰る、という一連の行動が全て介護予防のトレーニングだという。利用者にはApple Watchをつけてもらい、移動状況を把握するとともに、歩数等のデータを取得する。また、トレーニング前後で気分や体調の変化を測り、評価をするという。

これまで黒部市では20回のGOトレが開催され、のべ187名が参加した。利用前後で健康面の変化はそれほど見られないものの、気分の好調、良好な睡眠など、いわゆるウェルビーイングの向上に役立っているのではないかと評価している。

ウェルビーイングの向上は介護予防にとって重要な観点である。現在多くの介護予防事業として公民館での体操等が行われているが、体操しても一言も喋らず帰る人がいる。会話はウェルビーイングの中の社会的健康を作るととても大切な要素である。GOトレではどこにいくにしてもみんな社交的に会話をする。それがウェルビーイングの向上に結びついていると考えられる。

また、公共交通を使うということもこの事業の大きなキーポイントである。車社会の黒部市では、免許を返納すると途端に家から出なくなる人がいる。それは、公共交通に対するトレーニングができていないからである。自動車の運転にトレーニングが必要なように、公共交通を乗りこなすにもトレーニングが必要。これを「モビリティトレーニング」と言っている。GOトレで公共交通に慣れることによって、普段でも公共交通を使った外出の機会が増えるのではと期待している。

感想としては、確かに朝来市でも必要な時にしか外出をしない高齢者が多い。週に1回娘が姫路から来る。その時に病院と買い物を済ませる。それ以外は家の中、みたいなパターンである。そういった方に、あさGOでお出かけしませんか、と聞いても、別にこれといって行き先がないし、週に1度の娘の訪問で生活は成り立っているし、あさGOの予約も使い慣れていないので、お出かけの意欲がない人が多い。こういった方に対して、GOトレのようにデイサービス感覚で使えるものを提示してあげると、案外乗ってくれるようにも思う。朝来市にはあさGOがあるから、生野町内と言えば生野銀山、黒川温泉、生野高原など、行き先は色々作れると思う。朝来町内でも図書館、美術館、神子畑など選択肢は多い。これが介護保険事業としてできるのであれば一石二鳥ではないだろうか。

(3) 富山県南砺市 小規模多機能自治について

◆市の概要

南砺市は、「住みたい田舎」ベストランキングで、北陸エリアで2位に輝く市である。人口は45,000人で、年に700人余りが減少している。小規模多機能自

治の取り組みは、平成 24 年の南砺市まちづくり基本条例の制定以降、各種学習・検討を経て平成 31 年に地域づくり協議会を 31 地区の内 28 地区で設立(残り 3 地区は令和 2 年の設立)された。同時に中間支援組織としてなんと未来支援センターを設立している。地域づくり協議会がスタートしてから 5 年余りであるが、活発な活動が展開されている。短期間に充実した活動となっている要因としては、①中間支援組織の存在 ②地域事業推進費の拡充 が大きいと考えます。

◆視察時の状況

- ①視察日 令和 6 年 10 月 10 日
- ②視察時間 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
- ③視察会場 南砺市役所
- ④説明者職氏名
 - 南砺市議会 [REDACTED]
 - 市民協働部 [REDACTED]
 - 市民協働部 南砺で暮らしません課 協働のまちづくり係 [REDACTED]
 - 一般社団法人 なんと未来支援センター [REDACTED]
 - 南山田地域づくり協議会 [REDACTED]

◆視察先調査事項の概要

南砺市の小規模多機能自治の取り組みについて。事例として南山田地域づくり協議会の活動、特に地域防災の取り組みについて。

<市役所への質問事項>

地域づくり協議会の発足の経緯
南砺幸せ未来基金の設立の経緯
なんと未来支援センター設立の経緯
市役所・未来基金・未来支援センターの役割分担
各協議会の課題に対して、各中間支援組織が具体的にどのように関わっているのか
基金の活用について、どのように審査をしているのか。採択率は。
各協議会の恒常的な経費（光熱費、事務局人件費等）はどのように支援しているか
市街地と山間部で環境が大きく異なるが、同じ仕組みの中で動いているのか
各協議会の好事例をどのように横展開しているか

<協議会への質問事項>

地域防災の促進を進めようと思った背景
幸せ未来基金をどのように活用したか
未来支援センターからどのように支援を受けているか
中学校との連携はどのように進められたか
防災紙芝居の内容
紙芝居をどのように活用しているか。地域の方々の反応は
幅広い世代が協議会の活動に参加するように工夫していることはあるか
その他、協議会で取り組んでいること

◆調査事項に対する視察目的

朝来市の地域自治協議会の歴史は、15年以上となっているが、新たなステップアップのためには、どのようなことに取り組むべきかを先進自治体に学ぶ必要がある。

◆市政の課題等に対し参考になった点等

南砺市小規模多機能自治の特徴等

○地域づくり協議会は、各小学校単位で組織

- ・地域課題を解決するため、組織の垣根を取り払った「地域づくり協議会」を設立した。
- ・自治会組織、公民館、地区社協、その他の団体が構成員となっている。
- ・利賀地域づくり協議会のように住民400人余りで一つの地域づくり協議会を構成するところもある。
- ・大きな地域づくり協議会にあっては、まとまりがつかないことがあり、小さな地域づくり協議会は、地区全体で動いている。

○地域づくり協議会の運営は民間主導

- ・事務局長に市役所のOBはいないとのこと。
- ・地域づくり協議会長は、民間人が多いとのこと。

○女性の力を生かす組織づくり

- ・地域づくり協議会の事務局長31人の内、5～6人が女性である。
- ・南山田地域づくり協議会では、規約で5人の副会長の内、2人は女性と明記している。
- ・女性のストレートな意見を会運営に生かしている。

○住民自治推進交付金

- ・交付金の内容は、地域づくり費、地域事業推進費、生涯学習推進費、社会福祉推進費、推進人件費、施設維持管理費からなっている。
- ・令和5年度に交付金の算定方法を変更し、地域事業推進費の拡充を図り、より地域課題の解決につながるものとしている。

○なんと未来支援センターの役割と取り組み

- ・小規模多機能自治の支援として、日々の困りごと相談をはじめ日常的に地域づくり協議会を支援している。
- ・婚活支援として、婚活倶楽部なんと、なんとおせっ会婚活応援団、婚活イベント等、多くの活動を展開している。
- ・移住定住支援として、移住体験ツアー、移住体験ハウス利用管理、移住者交流会等を実施している。
- ・協働のまちづくり支援(中間支援)として、地域の実態・ニーズ把握、地域の団体運営支援、地域課題解決支援等を行っている。

○地域づくり協議会の抱える課題

- ・地域づくり協議会の担い手や人材が不足している。
- ・地区住民に関心を持ってもらい、地域活動にどうかかわってもらいか。
- ・地域行事運営の人材が不足している。
- ・空き家が増加している。
- ・高齢者のゴミ出し支援の必要性が高まっている。
- ・高齢者の移動手段の確保が難しい。

- ・地区の農業後継者が見えてこない。
- 南山田地域づくり協議会の防災紙芝居活動
 - ・紙芝居のタイトルは「防災士とにゃんと氏の大地震その時どうする？」である。
 - ・本紙芝居は、地震が起こった時の行動や日頃の備えについてなど基礎的な内容を分かり易く紹介している。
 - ・絵は、城端中学校美術部に描いてもらった。
 - ・防災紙芝居は、出前講座を南山田地域を中心に実施している。
 - ・女性防災士を毎年1人程度養成することを目標にしている。

5 支出内容明細

(単位：円)

項 目	費用総額	使 用 額	積 算 根 拠
調査研究費	252,362	252,362	交通費 127,400
			車借上料 12,372
			土産代 4,752
			視察代(小布施町) 5,000
			レンタカー代 19,800
			ガソリン代 1,358
			駐車料 2,400
			高速道路等通行料 6,880
			宿泊費 72,400
合計	252,362	252,362	

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月8日～10日				
金 額	127,400 円				
支 出 先	JRほか				
使 途 内 容	交通費				
備 考					

領収書貼付欄
【10月8日】
敦賀 ⇒ 長野（JR 新幹線） 56,700 円（11,340 円×5 人）
長野 ⇒ 小布施（長野電鉄 特急） 3,900 円（780 円×5 人）
小布施 ⇒ 長野（長野電鉄） 3,400 円（680 円×5 人）
長野 ⇒ 黒部宇奈月温泉（JR 新幹線） 29,700 円（5,940 円×5 人）
新黒部 ⇒ 電鉄黒部（富山地方鉄道） 1,600 円（320 円×5 人）
計 95,300 円
【10月9日】
黒部 ⇒ 富山（あいの風とやま鉄道） 3,500 円（700 円×5 人）
計 3,500 円
【10月10日】
新高岡 ⇒ 敦賀（JR 新幹線） 28,600 円（5,720 円×5 人）
計 28,600 円

合計 127,400 円

敦賀→長野→小布施 2024年10月08日(火)

09:58発→13:07着 3時間9分(乗車2時間49分)

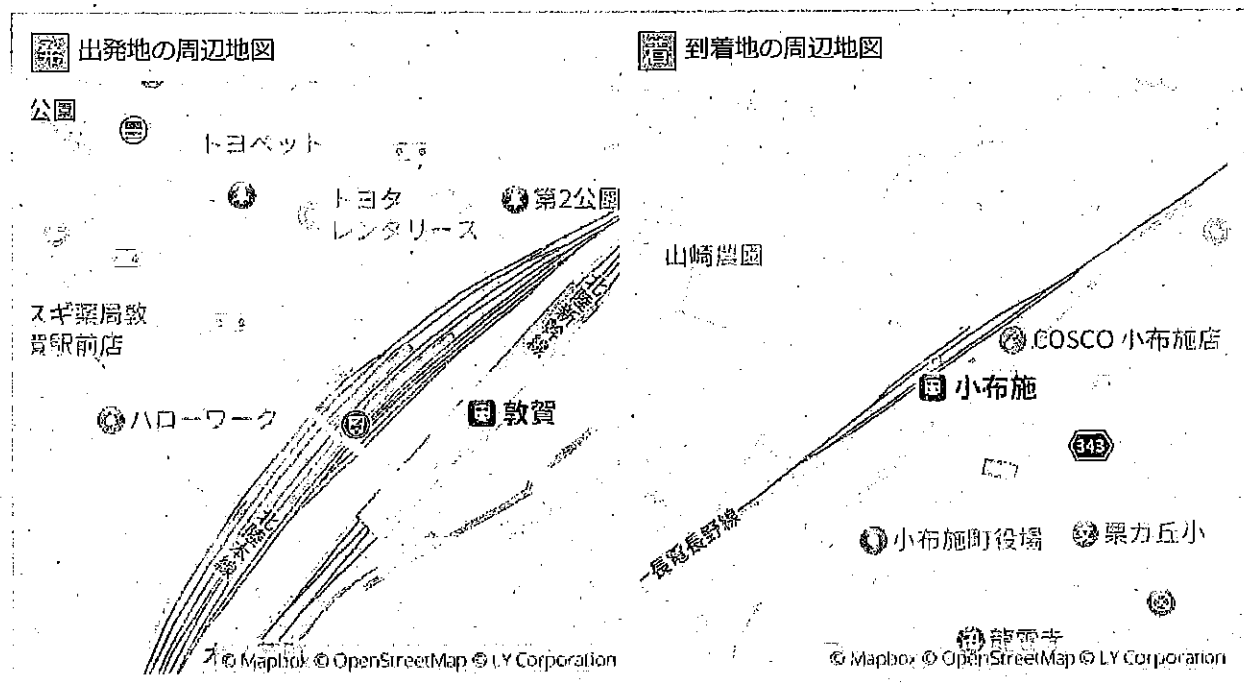


乗換: 1回

370.7km

IC優先: 12,120円 (乗車券6,730円 特別料金5,390円)

09:58	敦賀		
13駅	J R新幹線はくたか560号(当駅始発) 東京行 [発] 13番線 → [着] 13番線	自由席: 5,290円	6,050円
12:24着 12:44発	長野		
3駅	長野電鉄特急スノーモンキー(当駅始発) 湯田中行	自由席: 100円	680円
13:07	小布施		



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印	印	印	印	印
---	---	---	---	---

小布施→長野→黒部宇奈月温泉→電鉄黒部 2024年10月08日(火)

16:57発→19:54着 2時間57分(乗車1時間31分)



乗換: 2回

156.7km

④ 現金優先: 6,940円 (乗車券3,310円 特別料金3,630円)

定期券 通勤: 1か月 173,010円 / 3か月 493,080円 / 6か月 - 円

16:57 小布施

14駅

長野電鉄長野線 長野行

680円

17:31着
18:09発 長野

4駅

J R新幹線はくたか571号 金沢行 [発] 12番線 → [着] 2番線

自由席: 3,630円

2,310円

18:59着
19:05発 黒部宇奈月温泉

徒歩

19:10着
19:47発 新黒部

4駅

富山地方鉄道本線 電鉄黒部行

320円

19:54 電鉄黒部

出発地の周辺地図

到着地の周辺地図

山崎農園

COSCO 小布施店

小布施

343

小布施町役場

栗力丘小

北新

電鉄黒部

電鉄黒部駅前

大町

314

Mapbox © OpenStreetMap © LY Corporation

Mapbox © OpenStreetMap © LY Corporation

(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

黒部→富山 2024年10月09日(水)

13:17発→13:47着 30分(乗車30分)



乗換: 0回

31.8km

現金優先: 700円

定期券 通勤: 1か月 20,900円 / 3か月 59,570円 / 6か月 100,320円

13:17 黒部

7駅

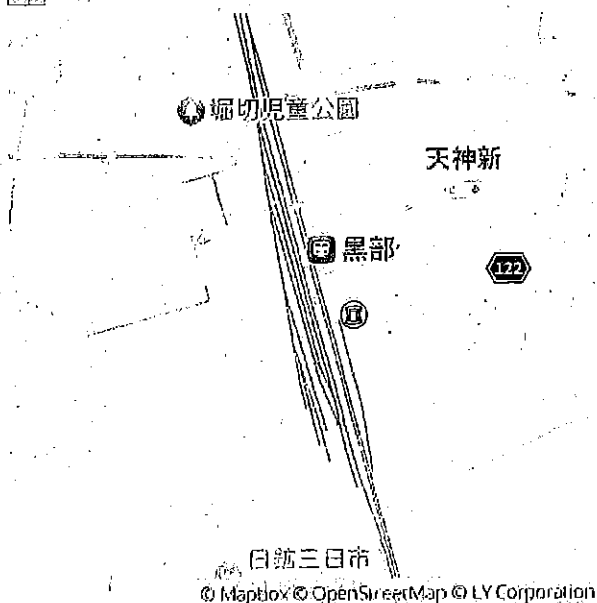


あいの風とやま鉄道 金沢行 [発] 情報なし → [着] 1番線

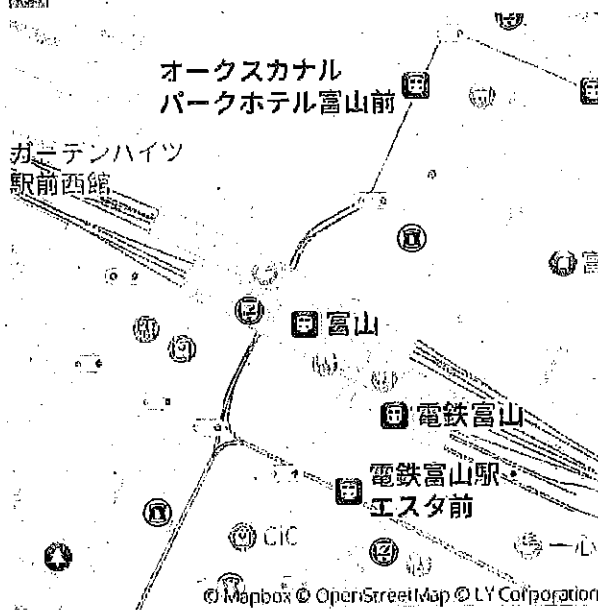
700円

13:47 富山

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印	印	印	印	印
---	---	---	---	---

新高岡→敦賀 2024年10月10日(木)

13:49発→15:02着 1時間13分(乗車1時間13分)



乗換: 0回

164.8km

④ 現金優先: 5,720円 (乗車券3,080円 特別料金2,640円)

定期券 通勤: 1か月 131,050円 / 3か月 373,470円 / 6か月 - 円

13:49 新高岡

7駅



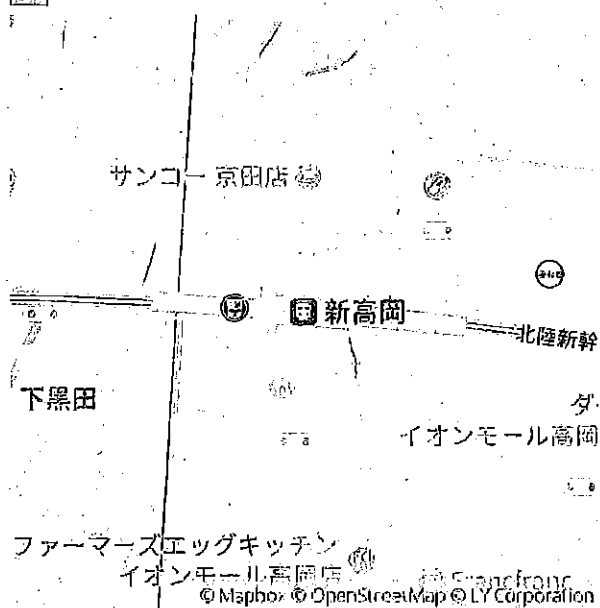
JR新幹線つるぎ25号 敦賀行 [発] 2番線 → [着] 11番線

自由席: 2,640円

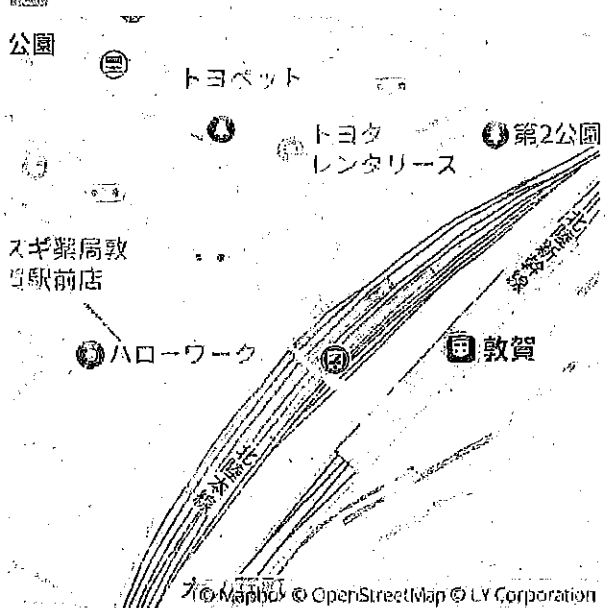
3,080円

15:02 敦賀

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	12,372 円				
支 出 先	加藤貴之				
使 途 内 容	車借上料				
備 考	334.4km（朝来市役所 ⇄ 敦賀駅 167.2km×2）×37 円				

領収書貼付欄

領 収 書

一金 12,372 円

ただし、車借上料として (334.4km×37 円)

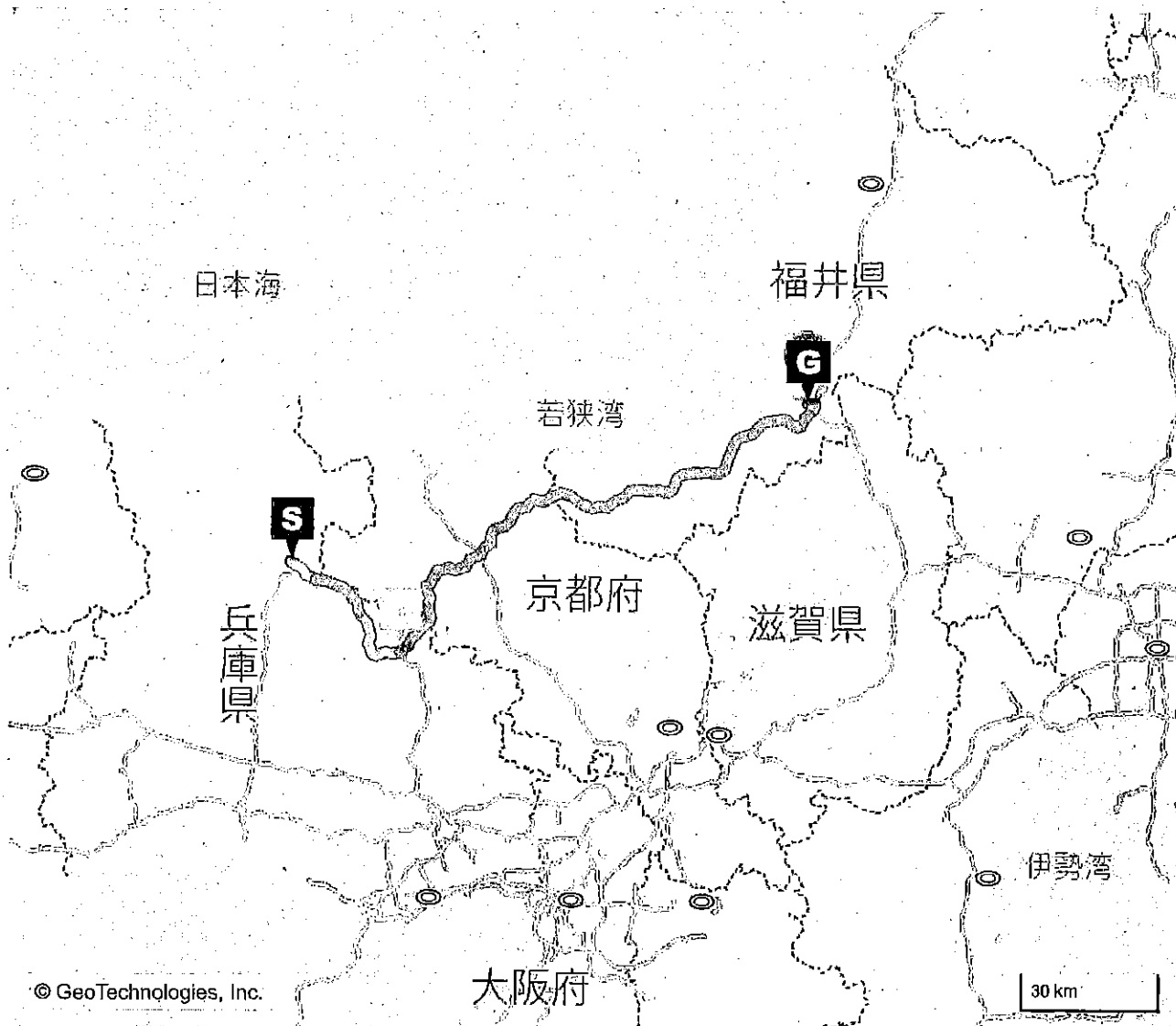
※167.2 km (朝来市役所 ⇄ 敦賀駅) ×2

上記金額を領収いたしました。

令和6年10月10日

清風の絆 様

加 藤 貴 之 



福井県大飯郡おおい町名田庄奥坂本 2 7 - 1

メモ

S

朝来市役所

総距離

167.2km

所要時間

2時間38分 (車)

G

敦賀駅 (北陸新幹線)

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月7日				
金 額	4,752 円				
支 出 先	菓子処 しの屋				
使 途 内 容	手土産代				
備 考					

領収書貼付欄

領 収 証

清風の絆様 6年10月7日

★ 4,752-

但 菓子箱代

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

コクヨ ウケ-1048

兵庫県朝来市和田山町寺谷682-4
菓子処しの屋(共栄ビル)
信 部 共 徳
TEL (079) 672-5108
FAX (079) 672-5169

支出伝票

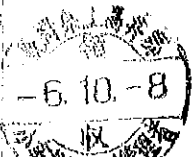
会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月8日				
金 額	5,000 円				
支 出 先	小布施町				
使 途 内 容	視察資料負担金 (5 名分)				

備 考

令和 6 年度

小布施町

領収書貼付欄

納入通知書兼領収書		(公)
〒 納 入 者 兵庫県朝来市議会 清風の絆		
会計 01 一般会計 款 20 項 04 目 03 節 01 細節 10 細々節 01 金 額 5,000 円 内容 視察資料負担金 (1,000円×5名)		
担当 050200 企画交流係 納入期限 令和 6 年 11 月 7 日 納入場所 小布施町役場 八十二銀行、長野信用金庫、ながの農協 ゆうちょ銀行・郵便局 (長野、新潟県内に限る)		
上記の金額を納入してください。 令和 6 年 10 月 4 日 小布施町長		
上記の金額を領収しました。 小布施町指定金融機関等		領収日付印 
取りまとめ店: 八十二銀行 小布施支店 口座番号 00510-0-060335 加入者名 小布施町会計管理者 取りまとめ店: ゆうちょ銀行 〒380-8794 長野県金事務所センター		

(納入者保管)

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	19,800 円				
支 出 先	トヨタモビリティ富山㈱				
使 途 内 容	レンタカー代				
備 考					
領収書貼付欄					

領 収 書

領収書N o 0166430

令和 6年10月10日

清風の絆

様

Receipt

領 収 金 額 19,800 円

(税抜金額 18,000 円)

現金・小切手 19,800 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

収入印紙

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 新高岡駅前店
住 所 高岡市下黒田3016番地
電話番号 0766-26-1070



トヨタモビリティ富山株式会社

本社 富山県富山市千歳町三千百5番26号

扱者印

Hertz Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	1,358 円				
支 出 先	(株)SHIMARS戸出中央店				
使 途 内 容	ガソリン代				
備 考	レンタカー返却時				

領収書貼付欄

Enejet

納品書(領収書)

2024年10月10日 14:17

売上

現金フリー 様 M

6-630178-49999-000

現金フリー

車両番号 実車番

0216-00

軽油

P-21

9.0

*

(160円)

¥1,358

(内軽油本体 ¥1,068)

(内軽油税 32.10円 ¥290)

合 計 ¥1,358

(消費税10%対価 ¥1,068)

内消費税等 ¥97)

お預り ¥10,000

お釣り ¥8,642

現金でお支払いの場金は領収書に記入して頂きます。

<http://www.shimars.co.jp>

株式会社 SHIMARS

戸出中央店

富山県 高岡市戸出4丁目1675

TEL:0766-63-4550 SS-630178

登録番号: T4230001012430

レシートNo 2479-07 テーNo5280-5282

001戸出中央S 2024/10/10

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	2,400 円				
支 出 先	タイムズ24(株)				
使 途 内 容	駐車料				
備 考	敦賀市駅前立体駐車場				

領収書貼付欄

敦賀市駅前立体駐車場
 (出口)
 タイムズ24株式会社
 TEL:0120-70-8924
 領 収 書
 精算機 #01 A 精算No.000523
 発券機 #04 発券No.062692
 入庫時刻 2024年10月 8日(火) 09:06
 出庫時刻 2024年10月10日(木) 16:32
 駐車時間 2日 7:26
 駐車料金 A料金 2,400円
 合 計 2,400円
 現金領収額 2,400円
 お預り 2,500円
 お釣り 100円
 またのご利用をお待ちしております。

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月8日				
金 額	3,440 円				
支 出 先	兵庫県道路公社ほか				
使 途 内 容	高速道路等通行料				
備 考	遠坂トンネル (320 円)、春日⇒若狭美浜 (3,120 円)				

領収書貼付欄

ご利用ありがとうございます。

兵庫県道路公社

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 遠坂トンネル

TEL 079-676-4055

24年10月 8日 6時57分

車種 普通

通行料金 ¥320-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

登録番号:T3140005002842

取扱番号2581-01-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 若狭美浜

お問い合わせは、中日本お客さまセンター

フリーダイヤル 0120-922-229

上記番号をご使用になれないお客さまは

TEL 052-223-0333 (有料)

24年10月 8日 8時48分

車種 普通

通行料金 ¥3,120-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ー入口料金所ー 春日

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

登録番号:T4180001056169

取扱番号202-00870719-00

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	3,440 円				
支 出 先	兵庫県道路公社ほか				
使 途 内 容	高速道路等通行料				
備 考	遠坂トンネル (320 円)、若狹美浜⇒春日 (3,120 円)				

領収書貼付欄

ご利用ありがとうございます。

兵庫県道路公社

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 遠坂トンネル

TEL 079-676-4055

24年10月10日18時43分

車種 普通

通行料金 ¥320-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

登録番号:T3140005002842

取扱番号2581-06-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 春日

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年10月10日18時19分

車種 普通

通行料金 ¥3,120-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 若狹美浜

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号:T3120001112341

取扱番号204-01611650-00

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月8日				
金 額	37,400 円				
支 出 先	エスクワイア シティホテル				
使 途 内 容	宿泊費				
備 考	10/8 宿泊 @7,480×5 名				

領収書貼付欄

領 収 証

No. _____

清風の絆 様

2024年10月8日

¥37,400-

但 宿泊代 10/8 1泊 5名様

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 34,000-

消費税額等(10%) 3,400-

エスクワイア シティホテル

富山県黒部市天池70-2

TEL 黒部 (0765) 54-3939代

登録番号 T1230001007359

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	調査研究費		
支出年月日	令和6年10月10日				
金 額	35,000 円				
支 出 先	民宿 中の屋				
使 途 内 容	宿泊費				
備 考	10/9 宿泊 @7,000×5 名				

領収書貼付欄

領 収 証

清風の絆

様 No.

★ 4 3 5,000-

内 訳	
現金	35,000
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	/
消費税(8%)	/
内税額計	/

但 名様宿泊代
6 年 10 月 10 日 上記正に領収いたしました
登録番号 7989-2516 富山県南砺市利賀村坂上551

収入印紙

民 宿 中 の 屋

代 表 中 西 邦 康

TEL 0763-68-2104 FAX 0763-68-2121

E-mail nakanoya@pl.tst.ne.jp

様式 2 - 2 <研修費関係>

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市議会議員 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆
会派代表者の氏名 足立 義美



政務活動費（研修会参加）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、
政務活動費（研修会参加）の成果について報告します。

記

- 1 参加議員名
森田 龍司
- 2 研修期間
令和 6 年 10 月 30 日（水）（1 日間）
- 3 研修会名
第 24 期自治政策講座 in 東京Ⅱ
- 4 主催者
自治体議会政策学会
- 5 研修会場
都道府県会館（東京 永田町）
- 6 研修報告
 - ◆研修会の内容
 - ①『地域経済の活性と地域通貨—現状と課題』
講 師 専修大学経済学部 教授 泉 留維
 - ②『民主主義と自治を進化させるための自治体 DX とは』
講 師 NPO 法人アジア太平洋資料センター 共同代表 内田聖子
 - ◆選択の理由等
 - ①地域通貨の理論的枠組みについて整理し、朝来市における地域通貨の更なる可能性について研究するため。
 - ②朝来市でも推進している自治体 DX について、正負両面から批判的に検討をするため。
 - ◆参考になった点等
 - 『地域経済の活性と地域通貨—現状と課題』
 - 1. 地域通貨導入の目的とは
 - ①地域やコミュニティ人と人や、人とお店などの「つながり」を強くする。
 - ・コミュニティで助け合う社会に向かうためのツール
 - ・コミュニティの活性化のためのツール

②個々の地域活動や社会貢献活動への参加意識を高める

- ・人間の潜在的能力の利活用促進するためのツール
- ・個人を活性化させるためのツール

③地域の外に購買力がただ漏れなるのを緩和する

- ・地域経済を活性化させるためのツール

(漏れバケツ理論)

観光、年金、投資、輸出などで入ってきたお金も、域外での支出、エネルギー購入、外部従業員を雇うことなので、すぐに地域から出て行ってしまう(バケツ(地域)に穴が開いている) →→地域において出ていくお金の流れを把握する。その上で、適切な形で漏れ穴を防ぐ対策・政策をとる。 →→漏れ穴を防ぐ対策の一つが域内でしか使えないお金地域通貨の導入と捉えられた。

④重なり合う地域通貨の導入目的

- ・利用者の「世のため人のため」という利他的な動機に、「自分にとってのお得」という利己的な要求があり、導入者の地域課題の解決における「望み・狙い」である地域経済、コミュニティ、個人の活性化である。

2. 活力ある地域とは

①暮らしている地域が経済的に豊かで社会的に活気あること。

- ・経済的に豊かとは、ある程度自立した経済をもっていることで実現される。そのためにはグローバル経済の影響を受けにくい。高い循環率で流通性を持っている。他の地域への漏れをできるだけ少なくする。
- ・社会的に活気があるためには、地域への誇りや愛(シビツクプライド)を持つ市民が多く存在する。地位への明るい未来を感じること。地域中に顔の見える関係(地域コミュニティ)があること。

3. 地域通貨の必要性

地域通貨は、地域の活性化を目的とし、地域内でも流通を本旨とする通貨。地域通貨は、法定通貨ではないので、発行主体が独自に発行の目的をデザインすることができるのが特徴であり、多くが地域のアイデンティティを明示し、あるいはその明確化を標ぼうしつつ、当該地域の活性化を目指すことを宣言している。また、使用先を地域内の店舗に限ることで、域内の流通(域内に還流)することを本質的要素として備えることから、域内の経済循環の強力なアイテムとなりうる。

4. 日本における地域通貨の略史

1990年初頭、生活クラブで地域通貨の実験が行われたが拡がることはなかった。1998年、当時、経済産業省の課長であった人が「エコマネー」を出版、雑誌で海外の地域通貨の紹介記事が組まれるなど、研究者以外にも地域通貨が認知され始める。

1995年7月「地域通貨だんだん」が始まる(愛媛県 旧・開前村)

1999年2月「地域通貨ピーナッツ」が始まる(千葉市)

1999年6月「地域通貨おうみ」が始まる(滋賀県草津市)

↓

2001 年前後から急速に日本でも地域通貨の取り組みが広がっていく
2005～2006 年がピークとなり、その後、導入しても目に見える効果が出なかった。

2005 年 12 月調査を（306 か所）をピークに減少を続得る。累計数 700
行政からの補助金が切れた
思っていた以上に手間がかかり、推進、調整役がいなかった

↓

2016 年頃から稼働数が下げ止まってくる。
2020 年からデジタル地域通貨が増加する

5. 日本の地域通貨の現状

- ・ 2000 年初めのブーム時は市民団体・NPO が運営団体にあることが多かったが、近年は多様、複数の組織が実行委員会を組む場合もある
- ・ 地域通貨一団体当たりの参加者は、導入目的や運営団体によって、かなり異なる。市民団体だと最大で数千人、多くは 100 人前後。ただし、近年、自治体や企業が主体となるものは、万人単位となっている。
- ・ 2020 年以降はデジタル地域通貨が一気増えているが、広義の地域通貨まで含めると爆発的な増加とも言える。

6. デジタル地域通貨の略史

- ・ 2017 年に飛騨信用組合が導入した「さるぼぼコイン」は専用アプリを用いたコード決済を導入し、以降、同様のシステムが広がる
- ・ デジタル商品券は 2019 年頃、デジタル地域ポイント 2018 年頃に始まる。当初は IC カードを用いるものもあったが、現在では専用アプリか Web サイトを用いている
- ・ コロナ禍が始まる 2020 年を境にして一気に増加
- ・ 特にデジタル地域決済（商品券）の伸びが著しい
- ・ 23 年は、それまでと比較して新規数の伸びが鈍化している
- ・ 過半数の自治体が発行主体か、関与している。その他は自治体や商工会、市民団体などが合同で新たな組織・委員会を立ち上げ、そこが運営を担うものが多い

7. デジタル地域通貨の効果

- ・ デジタル商品券は、域外での購買を域内に代替えできれば、地域経済の活力を新たに生み出す可能性。二次流通できないことから、いかに発行量を増加させるかがポイント。
- ・ デジタル地域ポイントは、導入目的と発行方法を一致させ、いかに発行量を増加させるかがポイント。例えば、地域健康ポイントだと一日の歩行数に応じてポイントが付与され、そのポイントで健康グッズ等と交換する。
- ・ さるぼぼコインは、地域経済の活性化を目的にし特に域外に流出するお金を域外に循環させている。コード決済を利用したデジタル地域通貨で年間 2 億円の流通があり、約 1.6 倍の経済効果を生み出している。
- ・ 地域のアイデンティティの強化・向上。

- ・地域の魅力発信の手段。地域の魅力発信から交流人口、関係人口、定住人口と関係性の深化が図られる。
- ・決済データから購入額、購入品、年代、性別等々の情報収集からマーケティングに活用。
アプリ利用者である地域住民に地域の災害情報（避難勧告・避難指示）・交通情報の配信。

8. デジタル地域通貨導入における課題

- ・導入時の初期費用及び年間の維持費が必要なことから財源についての検討
- ・国の交付金もあるが、持続的な運営のためには税金に頼らない仕組みを構築する必要。
- ・日本円と比較して経済的な優位性を強調するのではなく、使用することで地域に貢献できるといった社会的な優位性を強調する。
- ・導入後の利用拡大やブラシアップのアレンができる仕組みづくり、それらを動かす、アレンジできる人材の確保。
- ・自然エネルギーの導入（中小水力、太陽光、バイオマス（間伐材））
- ・地産地消（生ごみ堆肥、液肥と有機農家、直売所の連携）など

地域通貨は、域内経済循環、地域コミュニティの活性化を目的としてきた。近年のデジタル地域通貨は、これら2つの目的の両方を目指しつつも、いずれかにウエイトを置いている。

さるぼぼコインは、域内経済循環重視し、観光客からのチャージを容易にし、二次流通（B2B）を可能にして域内の循環から地域経済の活性化を図っている。Eumo は、地域コミュニティ重視し環境問題をはじめ、社会課題に取り組む活動の円滑化をめざす。

キャッシュレス社会の進展により、デジタル地域通貨は今後、地域社会にとって大きな社会インフラになる可能性がある。全国の多くの自治体がデジタル地域通貨の導入を検討しているが、地域経済のありようや、地域コミュニティの活性化など、値域が目指す姿を需民と共に共有しながら制度設計を考えていく必要がある。

日本円のDデジタル化（CBDC）も検討されている。海外の法定通貨もデジタル化されると、人々のスマホには「Paypay」「デジタル地域通貨」「日銀Dデジタル円」「デジタル米ドル」のアイコンが並び、買い物にどれをつかうのか、という時代が来るかもしれない。経済合理性だけでなく、地域にお金が循環し、生き生きとした地域社会に繋がる通貨、だれかの役に立つかもしれない通貨として、人々に選ばれるものを創ることも必要である。朝来市ではデジタル商品券「あさごPay」をデジタル地域通貨として、地域経済循環と地域コミュニティの活性化を図るための装置になることを期待する。

『民主主義と自治を進化させるための自治体DXとは』

1. デジタル社会の目的

デジタル技術の活用によって、国民が幸せになる社会です。物理的な制限のかかる物やサービスなどをデジタル化することによって、人間の生活や文化、産業などを深化し、利便性や生活の満足度が向上する社会をいう。

2. 自治体DXとは

政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にて「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」をデジタル化のビジョンとして掲げる。

自治体DXとは、「データとデジタル技術を活用し、住民ニーズを基に、行政サービスや組織、業務そのものを変革し、住民の幸福度を指すこと。

3. 自治体DX以前に山積する日本の「デジタル政策問題」

- ・マイナ保険証問題
- ・地方公共団体の期間業務システムの統一・標準化問題（2025年）
- ・デジタル土建国家とも言われる権力の構造
- ・圧倒的な研究開発費の不足から来る研究開発の遅れ 等々

4. 日本政府のデジタル政策に弱い/かけている視点・理念

- ・政府の透明性・説明責任
- ・情報共有を通じた熟議と民主主義
- ・自己決定権に基づく政治参加・住民自治
- ・パワーシフトを通じた人びとの力と権力の均衡

5. 2021年5月12日、デジタル改革関連法案の可決・成立

参考資料1-1

デジタル改革関連法の全体像（令和3年5月19日公布）

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の進捗が顕在化
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が重要

デジタル社会形成基本法（IT基本法）の改正

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- （IT基本法との相違点）
 - ・ 高度情報通信ネットワーク社会→データ活用により発展するデジタル社会
 - ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を目指すデータ活用（基本理念、基本方針）
 - ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本方向性を明らかにし、これに基づき施策を推進

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織、基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監視、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令権として、行政の根拠を打ち直し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を情報委員会に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面交付等の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 国民や地域の枠を超えたデータ活用の推進、マイナンバーの信頼性確保、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律

- ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって申請手続の簡便化・給付の迅速化
- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付着が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

6. ビッグ・テック（巨大IT企業）による市場の独占

「邪悪になるな。私たちは、長期的にみれば、短期的な利益を多少犠牲にしても、世界のために良いことをする会社の方が、株主として、またそれを他のあらゆる意味で、より良い結果をもたらすと強く信じている」とグーグルの初期の行動規範に書かれている。インターネットによって世界中の人々が情報を共有し交流することで、より幸福な社会が実現するという、グーグルの目標を表す言葉として広く知られている。しかし、「邪悪になるな」という文言は、ユーザーの追跡、「監視広告」とよばれるターゲティング広告、従業員の不当解雇、租税回避などのグーグルの行為から「邪悪になるな」という文言は削除される。

グーグルの自己矛盾と変節は、この二十数年間に世界で起こってきた、ビッグ・テック（巨大IT企業）による壮大なビジネスモデルの行為地区の歴史であり、一方でそれは確かに便利と快適さを私たちにもたらしている。インターネットを介したモノやサービスの購入、スマートフォンに実装された無数のアプリ、SNSによるコミュニケーション、道の可能性を持つ生成AI。これらは単なるツールという範疇を超えて、社会にとって必要不可欠のインフラとなる。

他方で、ビッグ・テックが牽引するデジタル経済モデルのなかで、国家権力による監視管理、プライバシーなどの人権侵害、偽情報やフェイクニュースの蔓延、差別や貧困の再生産がすでに多数起こっている。また「大きすぎてつぶせないと言われるほど巨大になったビッグ・テックの存在によって、公正な市場が棄損され、独占と支配の構造がより強化されてもいる。

7. リアルな世界での人権侵害・差別

【監視広告によるもの】

- ・フェイスブックが収集するユーザーデータの一部が英国のコンサル企業に渡り、選挙戦で利用された。(ケンブリッジ・アナリティクス事件)
- ・こども・若者(特に女の子)への化粧品・ダイエット関連食品などのターゲティング広告による弊害。
- ・インターネット・ゲームと飲食産業、ユーチューブなどの関連商品による子どもへのターゲティング広告、ゲーム依存など。
- ・貧困層をターゲットにした高金利ローンの広告の弊害。
- ・ダークパターンのインターネット広告は、障害を持つ人に有害な影響を及ぼす。等々

【アルゴリズム/AIの利用によるもの】

- ・グーグルはフォットアプリで黒人の画像にゴリラのタグ付けをしたことを謝罪
- ・マイクロソフトは会話学習AIロボットTayが暴言を吐くようになったためサービス停止
- ・アマゾンが差別的な人材採用AI
- ・ゴールドマン・サックスはアップルカードの利用者の信用スコアを算出する際、情勢に不当に低いスコアが付けられ、クレジットカード限度額に差が生じたことが判明。
- ・英国の資格・試験統制機関オフクアルが取り入れたアルゴリズムによる成績予測評価が労働者階級やマイノリティに帰属する生徒に不利な評価を下すことが判明。
- ・韓国で開発された対話型AIロボット「イ・ルダ」が、人種や性的マイノリティに関する差別発言をユーザーから「学習」し、連発したため発売中止
- ・米国の裁判所では犯罪者の再犯リスクを評価するAIが使用され、「黒人は三班可能性が高い」とされ重刑が課される。等々

*こうした問題はいつ、誰に起こるかわからず、発生しても異議申し立てや救済・取り消しが困難である。

こうした事実には私たちはあらためて目を向け、デジタル化は「何のためになされるべきか、技術はどうあるべきかを考える必要がある。その際に、GAFA(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)の批判だけでなく、投資家、産業界、ロビイスト、または国策としてデジタル政策を進めてきた政府、利用者、娼婦者など、私たち自身を含む多数のアクターが現状のデジタル資本主義の構造に関わり、加担していると認識することが必要である。デジタル化の究極の目的は、民主主義の進化にあるべきで、決して利便性や効率性そのものにあるわけではない。誰かの人権を侵害したり、現状の格差を拡大したり、特定の誰かだけが不当な不利益を手にするようなデジタル化であれば、私たちはそれを批判し、距離をとって拒絶することも必要である。そして民主主義を通じて企業の行動や市場を適正に規制する方法や、公正で論理的な技術のあり方を構想していかなければならない。

世界では、市民社会が中心となって、国家による監視への抵抗、ビッグ・テックの監視広告への反対、オンライン・プラットフォームで働く労働者による組合活動、消費者（特に子どもや若者）がオンラインゲームやSNSによって精神的ダメージを受けないように規制を求める運動、気候危機からの運動がある。欧州で相次いで策定されているEU一般データ保護規則（GDPR）やデジタル・サービス法（DSA）など一連の立法の背景にも市民社会の運動の蓄積がある。

日本においては、ビッグ・テックによるビジネスモデルやデジタル社会の負の側面についての批判的な考察が非常に弱く、世界のNGOや労働組合、独立系のシンクタンクや専門家、学生、弁護士、地域コミュニティなどが協力してこの課題にチャレンジしている実態はほとんど伝えられていない。また市民社会による調査や政策提言のキャパシティも限られている。今回の研修は、ビッグ・テックやデジタル社会に関する多様な課題に取り組む世界の運動や提言を紹介しながら、日本でも市民社会の運動と言論、政策のスペースを広げていきたい。

デジタル・デモクラシーは、力（パワー）を持ビッグ・テックと彼らが構築した搾取的で不公平な経済モデルに対し、人々があらゆる手法やアイデア、運動を通じて民主的で論理的な対案を生み出そうとしているプロセスである。朝来市も自治体DXの取り組みが進められていくが、監視管理や人権侵害やプライバシーの侵害、弱者が社会的に疎外されない、差別の再生産にならないように、デジタル社会の弊害について学びをふかめ、民主主義と自治を深化させるための自治体DXを進めていかなければならない。

7 支出内容明細

（単位：円）

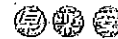
項 目	費用総額	使用 額	積 算 根 拠
研修費	65,980	60,280	交通費 28,780 宿泊費 16,600 宿泊費基準額超過分 △5,700 研修受講料 20,000 振込手数料 600
合計	65,980	60,280	

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和6年10月30日				
金 額	28,780円				
支 出 先	JR				
使 途 内 容	交通費 新幹線 (姫路 ⇄ 東京)				
備 考					
領収証貼付欄 【10月30日】 姫路 ⇒ 東京 (JR 新幹線) 15,400円 【10月31日】 東京 ⇒ 姫路 (JR 新幹線) 15,400円 同往復割引 △2,020円 計 28,780円					

姫路→東京 2024年10月30日

06:21発→09:15着 2時間54分(乗車2時間54分)



乗換: 0回

644.3km

④ 現金優先: 15,400円 (乗車券10,010円 特別料金5,390円)

06:21 姫路

7駅



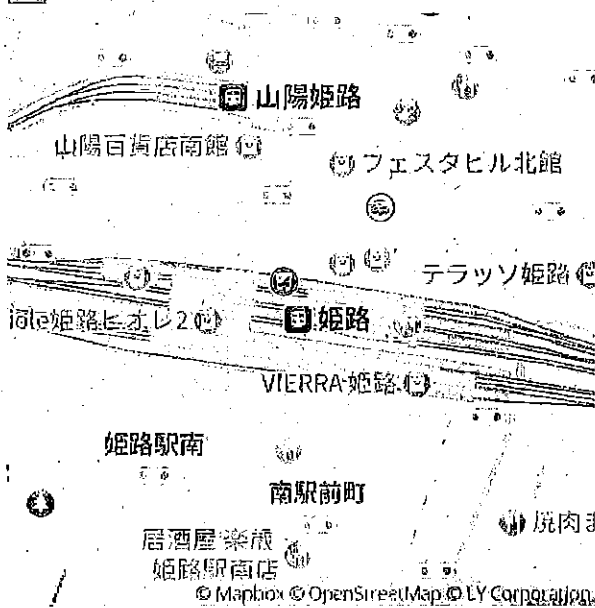
JR新幹線のぞみ70号 東京行 [発] 11番線 → [着] 18番線

自由席: 5,390円

10,010円

09:15 東京

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

東京→姫路 2024年10月31日

12:48発→15:45着 2時間57分(乗車2時間57分)



乗換: 0回

644.3km

現金優先: 15,400円 (乗車券10,010円 特別料金5,390円)

12:48 東京

7駅

JR新幹線のぞみ71号(当駅始発) 広島行

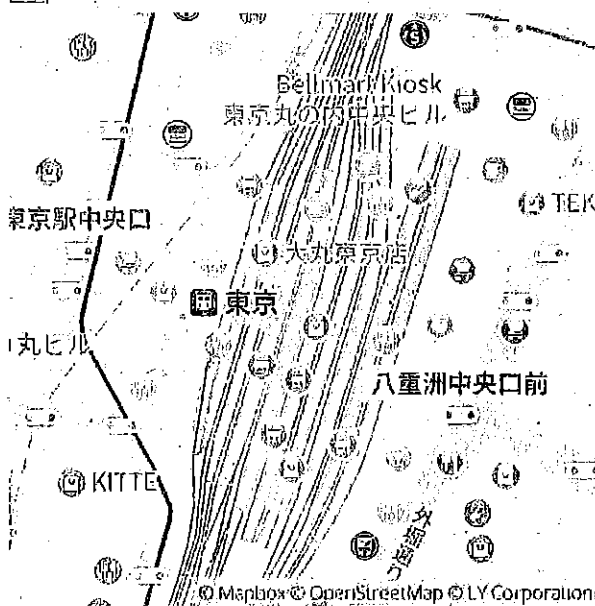
自由席: 5,390円

10,010円

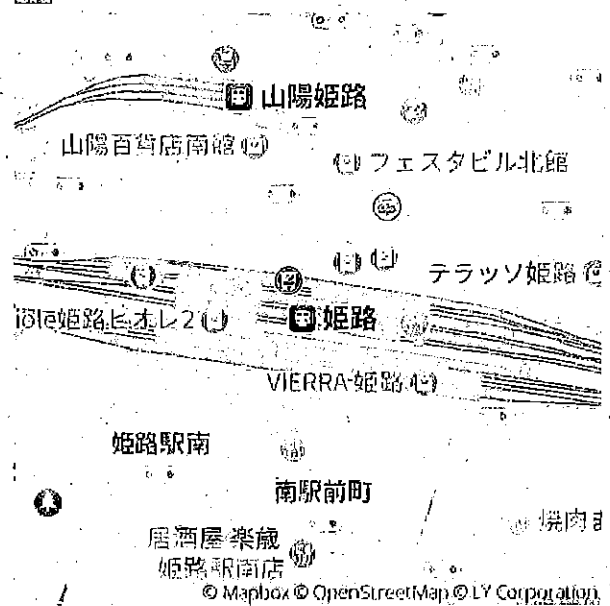
[発] 18番線 → [着] 12番線

15:45 姫路

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和6年10月30日				
金 額	16,600円 (内対象経費 10,900円)				
支 出 先	アパホテル<銀座 京橋>				
使 途 内 容	宿泊費 (10/30)				
備 考	対象外経費：10,900円超過分 (5,700円)				

領収証貼付欄

領収書 兼 利用明細書

森田 龍司 様

領収金額	¥16,600

宿泊代	¥16,400
**宿泊税	¥200

小計	¥16,600
(10%対象 ¥16,400 内消費税 ¥1,490)	
(8%対象 ¥0 内消費税 ¥0)	
宿泊税	¥200

合計	¥16,600

* 軽減税率適用 ** 非課税対象

楽天ポイント・クーポン	¥3,983
クレジットカード	¥12,617

宿泊期間: 2024/10/30 ~ 2024/10/31

アパホテル<銀座 京橋>

〒104-0031
東京都中央区京橋3-6-7
TEL:(03)5159-5311
FAX:(03)5159-5312

アパホテル株式会社
登録番号: T4010401043403
取引番号: 241030000670145

担当者



収入印紙

・本領収書は再発行できません。2024/10/30

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和6年9月27日				
金 額	20,600円				
支 出 先	自治体議会政策学会				
使 途 内 容	研修受講料 (20,000 円)、振込手数料 (600 円)				
備 考					

領収証貼付欄

No.102930617

領収証

発行日 2024 年 10 月 30 日

清風の絆 様

¥20,000—

但し、第24期自治政策講座 in 東京Ⅱ受講料として
上記正に領収いたしました。

自治体議会政策学会

会長 住沢 博紀

〒112-0013

東京都文京区音羽1-15-18 イマジン第2オフィス

TEL 03-5227-1827 FAX 03-5227-1828



2 (2)

☒ 振込金 (兼振込手数料) 受取書

☐ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

お振込日 和 年 月 日
 暦 0 0 0 0 0 0 0 0

(受付日 年 月 日)

お振込先	信 銀 信 農 其 金 行 組 協 他										支店	
	[Redacted]											
お振込目	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	口座番号	金額									
			[Redacted]									
受取人	セイ	[Redacted]										
	メイ	[Redacted]										
ご依頼人	おなまえ	様										
	おところ (おでんわ)	様										

振込手数料
(消費税含む)

7 6 0 0

うち消費税(10%)

〈ご注意〉

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
- 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
- 得意先係でのお預りは、受付年月日の翌営業日のお振込となりますのでご了承ください。
- 記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

1.4 円

会 員
会 員 外



毎度ありがとうございます。

全国どこへでもお振込ができる当金庫の窓口を今後ともご利用ください。

但馬信用金庫
登録番号:T8140005011905

(振込受付書の場合印紙不要)

様式 2 - 2 <研修費関係>

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆

会派代表者の氏名 足立 義美



政務活動費（研修会参加）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、
政務活動費（研修会参加）の成果について報告します。

記

1 参加議員名

関 綾乃

2 研修期間

令和 6 年 11 月 11 日（月）（1 日間）

3 研修会名

地方議会議員セミナー

4 主催者

廣瀬行政研究所

5 研修会場

オンライン

6 研修報告

◆研修会の内容

「子どもと女性の暮らしと貧困」講師 辻 由起子氏（こども家庭庁参与）

◆選択の理由等

女性固有の課題について行政の立場からの解決方法を研究するため。

◆参考になった点等

女性の憂い・心配・不安には、経済的なこと、妊娠、出産・出産できなければ
違う「憂い」がつきまとう等、経済的自立が難しいほど、これらを抱える問題は
大きくなる。本能で子育ては出来ない。子どもと日々向き合う中で、愛しさや母
性・父性、子どもを理解し育んでいる実感の中で“達成感・満足感”を感じ、
それを積み重ねることで、母となり父となる。出産は女性が行う、そして継続し
て日本の多くの家庭では、赤ちゃんの世話と家族の世話・家庭の維持も女性が行
う。「育児休業」は本来、子どもの世話をするための休業だが、期待されること
はそれだけに留まっていないのが現状である。そしてその課題解決には、女性に
「根性論や努力」を求めがちである。また、残念ながら出産しない・出産に至ら
なかった女性への配慮にも周囲が不慣れなためか、精神的負担になっている場合

もある、という事実を認識することは大切である。本市の場合、出産や育児についての相談については一つの部課で対応が出来るようになり、継続した応援を可能としているが、他方、出産や育児に至らない方々の相談まで対応をするとなると、大変な業務負担となることは必至である。しかし、現在、不妊治療をなさる方も多い中、妊娠前から「心の拠り所」として行政が応援していくことは、その後の子育てをする安心な地域として「朝来市」を選んで頂ける、一つの要素になるのではないかと考えた。(すでに兵庫県では健康福祉部健康局健康増進課が不妊・不育専門相談として日時等を限定し実施はしている。)

「子育て支援」とは言うが、何を支援していくのか個々に注目し、時間と共に変化していく対応が必要である。何を必要としているか・何に困っているか、も大事であるが、必要なのは“何に困っているのか理解しているか”の把握や気が支援者には必要である。中には、子育てどころか保護者の衣食住の基本が出来ていない家庭もあると例示がされた。「ちゃんにご飯を食べさせてあげてね。」との会話の返事に食事内容を聞くと、自分(保護者)と同じ内容の食事(ラーメンとキムチ、お菓子、栄養ドリンクだけ等)の返事が普通に返ってくる家庭もある。行政はやりやすい事にだけ・やりやすい方にだけ指導をしていないか、今一度、確認が必要である。まずは、気軽に相談でき、「お互いに」話し合える関係作りを構築してから、親自身への支援内容を把握し、子育てを手伝うことが必要である。

必要な情報の獲得については、民生委員や福祉委員の力も借りながら地域の細かな情報を収集するかたわら、子ども食堂や食料調達、食料配布の現場へスタッフと共に立つことも大切である、と伺った。必要なモノを聞いて回る中で日常生活が伺え、また配布することで情報を受け取る事が出来る環境にあるか否かの目安にもなる。そうすることで情報の収集と共に、各家庭のカスタマイズにつなげることが可能となる。全ての場面に参加するのは難しいかも知れないが、支援が必要などころに必要な支援が届いているか、見極める場面につながる。また、「食材のお届け」では複合化した家庭の課題解決は時間と人を要するが“一発目の扉”を開かせて信頼を築くためにも“お米”は有効かも知れないが、その家庭が“電気・水道”が止まっていないかどうかの配慮も必要である。

つぎに、「安心・安定した暮らす場所」が確保できているかどうかの重要性について学んだ。居住福祉の政策は人権擁護の基本でもある。住所があるから福祉の申込みも出来る。また個人が抱える問題によっては、住所はあるが問題が解決できない場合もあることを理解しておかねばならない。(例；DV被害・虐待被害者などの実態)。大変効率が悪く、時間も要するが、だからこそ丁寧かつ適切な対応で効果が現れると信じたい。

DV被害者や被虐待児など、発見や保護に繋げ、その先も複数の選択肢を準備することで逆境からの立ち直りを早期にスタートさせることが出来る。その際、「しばらく経過を見守りはしてくれるのだが2～3ヶ月頑張ってはみたものの、挫折したときなど再度、相談に乗ってほしくても、平日の9時～17時で対応する行政窓口は、再び遠くに感じた」という言葉が紹介された。窓口にたどりつくためのハードルは下げるべきなのだが、職員並びに関係者の“働き方改革”が叫ばれるなか、誰を・どの様な担当に就かせるのが理想なのか、現実にするにはどの様な工夫が必要かを検討せねばならない。この際、オンラインの利用など本市

でも既に取り組んではいるが、時間外相談については担当職員だけではなく有資格者の協力を求めることを検討したり、兵庫県でも相談をするのは可能であることを広く周知するのは、継続せねばならないことの一つである。(兵庫県では「悩みのほっとライン」を毎日9時～21時で実施している。)

我々は教育で男女平等を学んできたはずなのだが、経済における分野・政治における分野ではまるで活かされていない。子ども達の問題を解決するためのチャイルド・ファーストは当たり前で「親子まるごと支援」が必要である。ヤングケアラーの問題では、まず親を見る。そして親の課題を解決すること。子どもの貧困問題では意識の変革が先決で、親の貧困を解決することが重要である。子どもを真ん中にし、そのご家庭自体をサポートしていこうと横断的にも問題を解決すべく「こどもみらい部」が本市で創設されたことは非常に画期的で、その活動がさらに広がりをもち充実したものになるよう今後の活躍に期待をしたい。

7 支出内容明細

項 目	費用総額	使用額	積 算 根 拠
研修費	15,000	15,000	研修受講料
合計	15,000	15,000	

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和6年11月4日				
金 額	15,000円				
支 出 先	(株)廣瀬行政研究所				
使 途 内 容	セミナー受講料				
備 考	11/11 オンラインセミナー				
領収証貼付欄					

領収書

2024年11月4日

関 綾乃

様

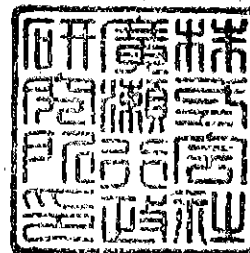
金額

¥ 15,000

但 2024年11月11日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



様式 2 - 2 <研修費関係>

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆
会派代表者の氏名 足立 義美



政務活動費（研修会参加）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、
政務活動費（研修会参加）の成果について報告します。

記

1 参加議員名

関 綾乃

2 研修期間

令和 6 年 11 月 14 日（木）（1 日間）

3 研修会名

地方議会議員セミナー

4 主催者

廣瀬行政研究所

5 研修会場

オンライン

6 研修報告

◆研修会の内容

「議会におけるハラスメント～セクハラ・パワハラについて～」

講師 廣瀬和彦氏（廣瀬行政研究所代表）

◆選択の理由等

朝来市議会としてハラスメント防止に取り組む中で自身の知見を深めるため。

◆参考になった点等

ハラスメントとは自分より弱い立場にある者に対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。併せて、相手の人格や尊厳を冒す人権問題で、被害者が心身に支障をきたし、最悪の場合は自死を選んでしまう場合もある。

加害者は、刑事上・民事上の責任を問われる場合があり、公務員（地方議員も含む）はさらに、道義的責任を問われることもある。

さらにそういった組織は「ハラスメントを防げない組織」として信用が失墜し、評判を貶めることにもつながる。

本講義では、令和3年6月に行われた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正」とその概要、改正の背景や令和3年3月に出版された「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」についても詳しく解説をうけた。さらに、ハラスメントに関するアンケート調査を行ったいくつかの地方議会を参考に、その結果を踏まえ、具体例からその防止策等を探った。

ハラスメントの行為評価は、被害者の主観を出発点とし平均的な被害者を基準に考える必要がある。ただし、セクシュアルハラスメント（セクハラ）の場合は、男女の認識の違いから生じている場合もあることから、平均的な女性の感じ方・平均的な男性の感じ方を基準とする必要がある。そして、セクハラは被害者の主観を基準とするが、パワーハラスメント（パワハラ）は被害者の主観を基準としていない点には注意が必要である。

パワハラには、本人は注意のつもりで行っており相手にとって圧を加えるつもりはなかった、とされるものが多い。注意指導とパワハラの違いを判断する基準にはどのようなものが上げられるか裁判の判例が参考になった。

①業務上の必要性があるかどうか ②人格非難か行動に対するアドバイスか ③見せしめ的な対応がなされていないか ④相手の属性や心身の状況を理解した上での指導か ⑤長時間・繰り返しになっていないか これらが着目されるポイントにもなっている。

その際、証拠として被害者がテープに録音するなどして事実を残そうとするが、その無断録音と証拠能力についても刑事訴訟・民事訴訟を比較しながら裁判例を基に学んだ。

セクハラについては、性的な行動だけでなく性的な内容の発言も対象とされ、「性的な噂を立てたり、性的な“からかい”の対象とすること」も含まれる。そして、被害者に落ち度があると評価されるような行為や拒絶の意を示さなかったからといって、加害者による行為の違法性自体が否定されるわけではない、とも説明があった。その声をあげることができなかったかもしれない状況・環境を含めて考慮することが大切で、「セクハラとは評価できない」などと安易に判断をしないことが必要である。

また、他人からの行為や言動に対して自身が不快に感じたり、嫌悪感を抱いたときに「ハラスメントだ」と過剰に主張する行為＝ハラスメント・ハラスメントについても、個々のハラスメント意識が高まる現代では少なからず生じてきている事実もあるとのことである。

次に注目したのが、①モラルハラスメント ②ロジカルハラスメントである。

モラルハラスメントとはモラルに反した行動や行為によって精神的苦痛を与えることを意味する。精神的な暴力であることから言葉のDVと呼ばれることもある。本人が苦痛を感じていても外部からはモラハラの被害が分かり辛いために発覚しにくいことが特徴の一つである。パワハラは優越的な関係を背景として行われることが要件とされているが、モラハラは優越的な関係を背景としていない中での行為を指す。例えば、上下関係がない社会の中での侮辱的行為（人格を否定するような侮辱的な言動・会話や連絡を無視する・仕事上での嫌がらせ・プライ

ベートを過度に詮索したり監視する・特定の人を仲間外れにする）等が上げられる。

ロジカルハラスメントとは正論を突きつけて相手を精神的に追い詰め萎縮させ、不快感を与える言動・嫌がらせをいう。ここで注意すべきは、論理的・また正論に問題があるのではなく、自分が間違っているとする他者の意見には配慮することなく欠点や間違いを晒し、相手が傷ついても良い、と言う様がハラスメントにあたる。論理的な誤りや矛盾を言葉巧みに指摘し続けるが、コミュニケーションや多様な意見が尊重される現代において、ロジハラは働く環境・雰囲気悪化させ、会議での活発な意見・提案を萎縮させる。議会においては、期の浅い議員や若年議員が被害を相談することが多い。多様な意見をどの様に取り入れるのか、逆に取り入れず伝統を守るべきところなのか等々、様々な場面において相反する意見を上手に取り組むことの難しさを痛感した。しかし、明らかなハラスメントの場合には被害を立証し認定されること、不法行為等の構成要素（内容や回数）が満たされれば訴えることも出来る、という説明もあった。

いずれのハラスメントについても、事実関係の調査と被害者の精神的ケアはもちろん、当事者に対するヒアリングも行うべきで、その結果、事実認定がなされなければならない。加害者に対する懲戒処分を行うに当たっては、その処分が客観的に合理的であり社会通念上相当であると認められることが必要である。行為に比べて重すぎる懲戒処分は、懲戒権の「濫用」として無効にもなるので事実を見極めた慎重なものでなければならない。

同時に、人によって対応が異なるようでは言語道断で、基準を明確にし、中立・公平に行わなければならない。それが、組織の健全化と維持につながると考える。

7 支出内容明細

項 目	費用総額	使 用 額	積 算 根 拠
研修費	15,000	15,000	研修受講料
合計	15,000	15,000	

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和6年11月9日				
金 額	15,000円				
支 出 先	(株)廣瀬行政研究所				
使 途 内 容	セミナー受講料				
備 考	11/14 オンラインセミナー				
領収証貼付欄					

領収書

2024年11月9日

関綾乃様

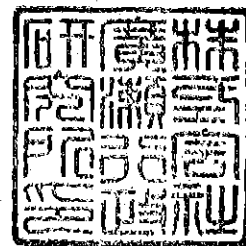
金額

¥ 15,000

但 2024年11月14日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



様式 2 - 2 <研修費関係>

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市議会議長 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆

会派代表者の氏名 足立 義美



政務活動費（研修会参加）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、
政務活動費（研修会参加）の成果について報告します。

記

1 参加議員名

足立義美、加藤貴之、淵本稔、森田龍司

2 研修期間

令和 7 年 2 月 2 日（日）～2 月 3 日（2 日間）

3 研修会名

- (1) 政策サイクル推進地方議会フォーラム公開セミナー（2/2）
- (2) 地方議員研究会（2/3）

4 主催者

- (1) 公益財団法人日本生産性本部
- (2) 一般社団法人地方議員研究会

5 研修会場

- (1) 日本生産性本部（東京 永田町）
- (2) リファレンス西新宿大京ビル（東京 西新宿）

6 研修報告

- (1) 政策サイクル推進地方議会フォーラム公開セミナー

◆研修会の内容

研修テーマ

「ミライの議員・議会のために 第 2 弾！——コミュニティと『地方議会からの政策サイクル』」

《公益財団法人日本生産性本部では、「地方議会における政策サイクルと評価モデル研究会」を設け、「地方議会成熟度評価モデル」を開発。評価の実装化を通じて、地方議会におけるさらなる改革、住民福祉の向上策を支援してきた。

2024 年の地方自治法改正では「指定地域共同活動団体制度」が創設され、コミ

ユニティの変容、そして議会・議員とコミュニティの関係の変容が注目される。本セミナーでは、前回（2024年2月）に引き続き、議員のなり手や政策形成に密接にかかわるコミュニティのあり方や活性化、ミライの地方議会・議員のあり方、両者の関係などを展望したい。》（セミナーチラシより抜粋）

◆選択の理由等

朝来市議会では議会改革調査特別委員会を設け、政策形成サイクルを中心とした提案型の議会へと変革を模索している。その研究の一助としたい。

◆参考になった点等

第1講座 「バックキャスティングによる地方議会からの政策サイクル」

江藤 俊明・大正大学地域創生学部教授

2006年の北海道栗山町から始まった議会基本条例の制定は、議会のイメージを大きく変えた。その後の20年を振り返ると、自治体の議会・議員をめぐる議論や研究は盛んになった。基本条例を制定したら、議会の運営の仕方を住民の福祉を意識して動くこと。執行部と対抗するためには、「通年制」ではなく「通任期制」を作り出し、政策形成サイクルによる提言型で、決議や意見書を出していくこと。

コミュニティと議会としては、従来の議員選出基盤だったコミュニティが衰退していること。今後は、コミュニティの意向を政治化すること、自治会などへの女性の登用で多様化をはかること、そこから議員への道を拓いていくこと。地域おこし協力隊も含めて活用をはかること。

第2講座 「コミュニティ自治の変容とミライの地方議会・地方議員」

大杉 覚・東京都立大学法学部教授

ミライの地方議会・地方議員とは、議員はコミュニティ・リーダーとなり、地域づくりの先導役・伴走者・媒介役となること。議会は、コミュニティ・ガバナンスの舵取り役となり、コミュニティ自治との連携・協働の実質化をはかること。

コミュニティ自治を取りまく難題として、コロナ禍の影響で消極的傾向になっている。活動の担い手不足の加速が懸念される。新たな活動の芽生えと、旧来のコミュニティとの接続問題がある。

人口減少、少子高齢化や住民意識の低下を口実としても展望はない。人財の好循環が目詰まりで阻害されている問題を直視すべき。

担い手不足以前に、とりこぼしされがちな若者・女性・社会的弱者の包摂が必要。巻き込むのではなく、「誘い出す」へ。課題解決よりも「楽しい」「没入感」が場づくり成功の共通項である。

改正自治法への向き合い方として、新規条例が必要か見極めること。RMO（地域運営組織）をはじめ、共助という公民浸透システムの民主化・可視化を高める機会とすることが肝要。

第3講座 「コミュニティと議会の関係 その現在地と展望①」

上條 雅典・長野県宮田村議会事務局長

むらづくり基本条例は、住民・行政・議会の三者で策定した。

決算評価では、村が住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の

効果をあげることができるよう、決算認定の審議を充実させる仕組みを作っている。

議会評価として、議会改革の継続性を担保するしかけづくりをしている。

議会のとりくみを住民参加のネットワークでつなぐため、条例検証委員会・むらびと会議・むらびと会議OB会等で住民参加の多チャンネル化をはかっている。高校生も、むらびと会議に入っている。

第4講座 「コミュニティと議会の関係 その現在地と展望②」

林 晴信・兵庫県西脇市議会前議長

議会と語ろう会（議会報告会）、議長を除く議員15名を5班に分けて実施。自治会単位で年間20自治体を対象に実施している。対面式ではなく、ワークショップ方式で開催している。さらに、市内活動団体と年間10～12回程度実施している。

議会報告会が、議員が行う行政事務説明会になっては面白くない。

決算や予算も、近隣の他市と比較して説明すると、住民にわかりやすい。

各常任委員会報告も、議案説明よりも所管事務調査に住民は興味がある。

議会報告会とは別に、市内で活動する団体と委員会が一緒になってテーマに沿って懇談会を開催している。ここで、議会報告会で出た課題を深堀りしている。

例：消防団のなり手不足・団の再編等。

パネルディスカッション 2040年のコミュニティと地方議会

講座の講師4人が登壇して、パネルディスカッションが行われた。

かつてのような集落代表としての議員という状態ではなく、基礎的自治体と議員という状態になりつつある。一般質問で良いものは、委員会の所管事務調査として取り上げるようにすること。議会報告会は住民から様々なクレームもあるが、議員が住民と対話なくしてどうする。

議会改革とは、地域民主主義である。といった議論が、参加者からの質問も含め行われた。

（2）地方議会研究会

◆研修会の内容

研修テーマ

① 「自治体財政の基本」

② 「令和7年度の地方財政の概要」

講師 川本達志（地方議員研究会総括コンサルタント）

◆選択の理由等

予算審議は議会における最重要の任務である。予算審議を行う3月議会に向け、自治体財政の基礎について今一度ポイントを押さえておく必要がある。また、地方創生を看板政策に掲げる石破政権下においては、国家予算を活かして地方財政を組み立てていくかが更なる重要性を持つ。国の最新の知見を得て市長へ提案をしていきたい。

◆参考になった点等

① 自治体財政の基本

1. 地方予算は家計と同じと考えて理解を深める

地方自治体の予算と家計は一緒（同じ現金会計）で体系的に並行的に学ぶことが重要である。それぞれを目的・事務事業計画・収支・財政計画の4区分として仕訳けて、家計の目的は家庭の幸せ、地方自治体の予算は地域住民全体の幸せためとして、事務事業計画は、ともに次年度の行事やトピックス、次年度の行政活動の優先順位を決めるなど、次年度に必要な活動（事業）の洗い流しから事業計画を立てる。そして事業計画に係る経費を予定所得の範囲内に、自治体は次年度の歳入見込みの範囲内で無駄使いをしない市内収支計画を立てる。また財政計画は、家計においては、将来に予定されるトピックス（家、車、こどもの塾、入学準備、結婚）等に備えて中長期の支出計画を立て、貯蓄の目標も立てるように、自治体も中長期の投資や必要経費を算定して財政計画や方針（特に投資計画と定員管理計画）を立てて予算を編成する。将来にやらなければならない活動と必要な経費を見込むことが重要である。

2. 予算とは

予算とは、「事務事業計画」であり、「歳入」（財源）と「歳出」（経費）の両面から表したものであり、「財政計画」の初年度分計画である。また「規範」として首長と議会の活動を拘束するものである。体系的（総合計画と連動）に記述し議会の議決を得る必要があり、住民福祉を増進させるための事務事業の束ねである。

行政活動は事務事業計画に基づいて行われるものであり、事務事業計画は住民福祉の増進のために、各行政分野ごとに設定した目標を達成するための活動である。人、カネ、組織を効率的に投入し、動かして、総合計画で設定した目標を達成するのが首長と議会の役割。

3. 予算編成プロセスについて

予算編成プロセスは、9月～20月に一般財源歳入総額の推計（見込み）。首長は、推計した次年度の一般財源総額見込み額を基に、次年度予算編成予算編成方針を各部長に対して通知する。10月～11月には、予算編成方針に基づき次年度の計画を担当部に事務事業に必要な一般財源の額を要求するように通知する。各部長は、各課の事務事業と財源をまとめて財政課長に要求する。11月～12月に各部署から要求のあった事業事務に必要な一般財源を積算し、推計した来年度一般財源総額と比較する。12月には、各部からの一般財源総額について、また各部からの要求額が推計した一般財源より多い場合は、各部長からヒヤリングし事務事業の必要性と優先順位を判断（査定）して予算原案を作成する。その際に、首長に判断を任すべき時三事業については「保留」にして市長査定に揚げる。市長は、財務課長の査定結果と保留になっている要求事務事業を審査し、必要な事務事業を決定し議会に提案する予算案を決定する。（1月）

4. 予算編成における議会の役割

予算は、首長より提案された予算案を議会が審査し決定するが、予算編成権が当局にあるからことから予算案ができるまで議会が全く関わらない。すべてがブ

ラックボックスではよくないのではないかと。予算案ができてから議会が見るのではなく、どういう背景や経由で予算ができたのか、各部署での要求内容を知ることが必要である。つまり各部署での予算要求段階で議会がそのプロセスに関わっていないのはおかしいのではないかと。また、関わっていく義務があり議会が関わるこれが政治である。10月・11月に各部署に要求しても遅い、

12月議会に一般質問しても遅いのではないかと。

5. 決算審査によって事務事業が改善されたかを予算審議で確認する。(成果に着目)

計画(予算)に示され説明された事業が、その通りにタイミングよく効率的に執行されているか。事務事業の目指す成果が達成されているか、評価が適正に行われているかを審査し評価する。そして議会(議長)から市長に提言書(改善提言)を提出し、このことで改善の検討がされ効果的な解決策の策定に反映させ次年度の予算に反映させる。予算審議には正しい現状認識と課題解決に基づき検証を得た解決策が提示されるかを確認する。

6. 予算編成の視点＝質問・質疑の視点

問題を孕んだ現状の確認から事実の裏付け資料・統計データー、困っている住民の実際の要望など事実確認と現場を知る。あるべき姿を議論し問題点を洗い出す。あるべき姿と現状のギャップが問題であり、ここから課題を抽出して課題を明確化し、この解決策が事務事業に落とし込まれる課題解決手法が適切なものか。コストが最小限であるか、手法は適切か。何のためにこの事業をやるのか。成果はどうか。成果目標はできるだけ数値で掲げているか。事務事業にかかる費用は最低限か。財源は有利な財源を確保しているか。成果を効率的に上げるための工夫はあるか。無駄な重なりや縦割りによって連携がとられていないことはないか。

今回の研修は、自治体財政の基本として、地方自治体の予算と決算について、予算編成における議員の役割と義務について、予算と決算の関連性についての調査研究ができた。今回の研修から、あらためて地方自治体運営の根幹である自治体の財政については、議員の識見を高めるためにも、さらに継続的な研修が必要であり、今後の会派研修プログラムに取り入れていく必要がある。

② 令和7年度の地方財政の概要

令和7年度の地方財政の概要を学びました。

まず、地方財政の仕組みについて学び、次に、令和7年度の予算審議での新たな視点を把握しました。さらに、国の予算との効果的な使い方、特に地方債と交付税と補助金の関係についても理解を深めました。

自治体予算(財政)は、地方行政を推進するためのエネルギーの部分であり、非常に重要な役割を果たしていますが、これまでなんとなく理解していたと考えていました。反省を踏まえ、今後の議員活動に生かしていきたいと考えています。

◎ 地方財政の仕組みと令和7年度地財対策

○令和7年度地方財政対策

- ・歳出、歳入共に97兆円で、そのうち一般行政経費が47%を占めます。
- ・給与関係経費は21.6%を占め、ほぼ確定的な経費です。
- ・投資的経費は、12.5%を占め、歳入の地方債等とほぼ一致します。
- ・公債費は、11%を占め、ほぼ確定的な経費です。
- ・基準財政需要額は、経常的経費と政策的経費を合わせたものです。
- ・政策的経費には、地方創生、DX、GX等が含まれます。
- ・各省庁が補助金を交付し、内閣府が地方創生交付金を支出しています。
- ・歳入合計は97兆円で、そのうち地方税・地方譲与税が49.9%を占めています。
- ・地方交付税は、19.6%を占め、地方の財政力を平準化する役目を果たしています。
- ・国庫支出金は、17.6%を占めます。
- ・地方一般財源総額は、67.5兆円で、1.8兆円の伸びとなります。
- ・地方財政計画は、国が地方公共団体の歳入と歳出を見積もるための地方財政の全体計画です。
- ・地方自治体の事務事業の財源としては、ハード、ソフト共に、補助事業か単独事業となり、4つのパターンしかありません。
- ・地方の一般財源を保証する仕組みとして、地方交付税のほかに臨時財政対策債や財源対策債があります。

○令和7年度地方交付税の姿

- ・国の一般会計から18.9兆円、交付税特別会計から0.1兆円が支出されます。
- ・地方への交付額は、19兆円で、6年度から0.3兆円伸びています。
- ・交付税法定率分は、国税4税から成り立っています。
- ・法人税、所得税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%が交付税の原資となっています。
- ・特別会計借入金の元金償還金が、-2.8兆円となり、健全化に向かっていと言えます。
- ・臨時財政対策債が0円となったのは、平成13年度の制度創設以来、初めてのことです。

○歳出

- ・地財対策の各ポイントごとに、予算措置がどのようにされているかを確認する必要があります。
- チェックポイント
 - ・行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進等
 - ・人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進
 - ・地方独自の防災・減災対策の強化
 - ・地方創生の取り組み
 - ・こども・子育て政策の強化にかかる地方財源の確保
 - ・新しい地方経済・地域社会再生事業費の確保
 - ・デジタル活用推進事業債の発行が可能となり、情報システムや情報通信機器等の整備財源として活用できます。
 - ・公共施設の集約化・複合化を推進する公共施設等適正管理推進事業債が拡充されました。
 - ・緊急防災・減災事業費の対象事業が拡充されました。
 - ・水道管路耐震化事業にかかる地方財政措置が拡充されました。

- ・ 2 地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決にかかる特別交付税措置が創設・拡充されました。
- ・ 公立高校と産業界等との連携にかかる特別交付税措置が創設されました。
- ・ こども・子育て政策の強化にかかる地方財源の確保が図られました。
- ・ こども家庭庁予算が大幅に増額されました。
- ・ 地方創生 2.0 の推進に向けた総合的な支援が拡充されました。

7 支出内容明細

(単位：円)

項 目	費用総額	使 用 額	積 算 根 拠
研修費	332,060	332,060	交通費 126,120 宿泊費 40,400 研修受講料 164,000 振込手数料 1,540
合計	332,060	332,060	

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和7年2月2日、3日				
金 額	126,120円				
支 出 先	JRほか				
使 途 内 容	交通費				
備 考					
領収証貼付欄 【2月2日】 生野 ⇒ 有楽町 (JR 新幹線) 68,080 円 (17,020 円 × 4 人) 同往復割引 Δ4,160 円 (Δ1,040 × 4 人) 有楽町 ⇒ 永田町 (東京メトロ) 720 円 (180 円 × 4 人) 永田町 ⇒ 西新宿五丁目 (東京メトロ、都営地下鉄) 1,160 円 (290 円 × 4 人) 【2月3日】 西新宿五丁目 ⇒ 都庁前 (都営地下鉄) 720 円 (180 円 × 4 人) 西新宿 ⇒ 東京 (東京メトロ) 840 円 (210 円 × 4 人) 東京 ⇒ 生野 (JR 新幹線) 62,920 円 (15,730 円 × 4 人) 同往復割引 Δ4,160 円 (Δ1,040 × 4 人) 計 126,120 円					

生野(兵庫県)→有楽町→永田町 2025年02月02日(日)

08:12発→12:58着 4時間46分(乗車3時間46分)



乗換: 3回

690.6km

④ 現金優先: 17,200円 (乗車券10,520円 特別料金6,680円)

08:12 生野(兵庫県)

3駅



J R特急はまかぜ2号 大阪行 [発] 情報なし → [着] 2番線

指定席: 1,290円

10,340円

08:54着
09:26発



姫路

7駅



J R新幹線のぞみ88号 東京行 [発] 11番線 → [着] 16番線

自由席: 5,390円

12:24着
12:40発



東京

乗車位置: [11両] 中



J R山手線外回り 品川・渋谷方面 [発] 5番線 → [着] 3番線

12:42着
12:54発



有楽町

2駅



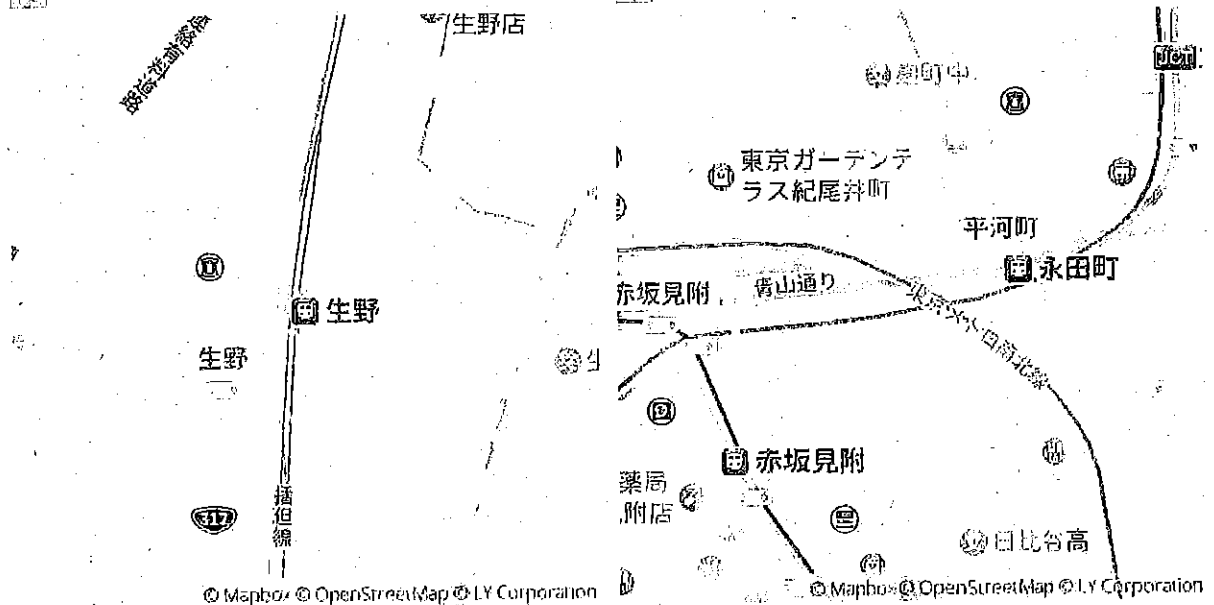
東京メトロ有楽町線 和光市行 [発] 2番線 → [着] 2番線

180円

12:58 永田町

出発地の周辺地図

到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

永田町→西新宿五丁目 2025年02月02日(日)

17:30発→17:51着 21分(乗車13分)



乗換: 1回

6.2km

現金優先: 290円 定期券 通勤: 1か月 12,530円 / 3か月 35,720円 / 6か月 67,670円

17:30 永田町

乗車位置: [10両] 中後

東京メトロ半蔵門線 中央林間行 [発] 3番線 → [着] 3番線

290円

17:32着
17:40発 青山一丁目

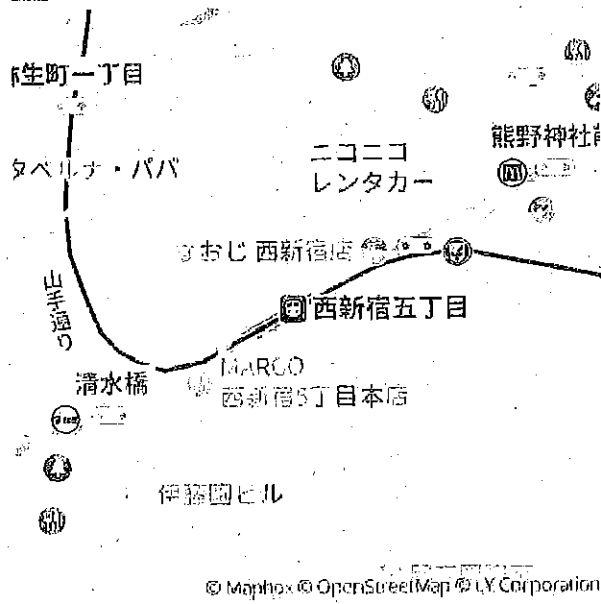
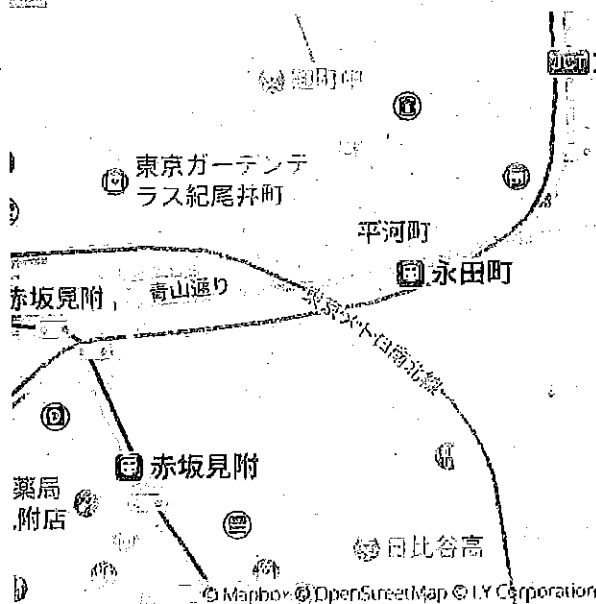
5駅

都営大江戸線 都庁前・光が丘方面 [発] 2番線 → [着] 2番線

17:51 西新宿五丁目

出発地の周辺地図

到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

西新宿五丁目→都庁前 2025年02月03日(月)

09:25発→09:27着 2分(乗車2分)



乗換: 0回

0.8km

現金優先: 180円 定期券 通勤: 1か月 6,460円 / 3か月 18,420円 / 6か月 34,890円

09:25 西新宿五丁目

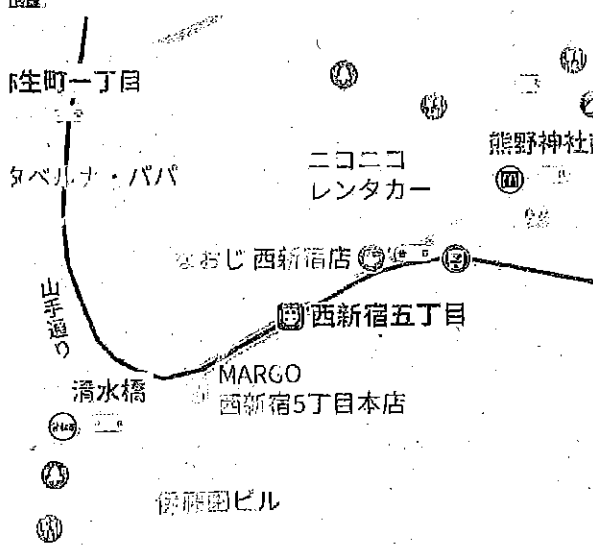


都営大江戸線 六本木・大門方面 [発] 1番線 → [着] 1番線

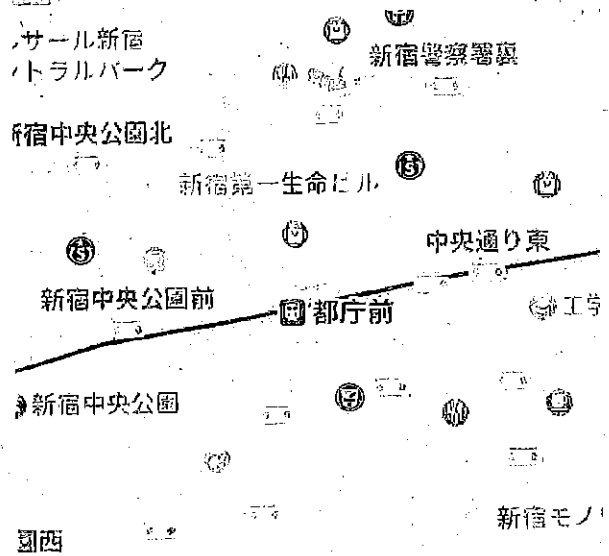
180円

09:27 都庁前

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



© Mapbox © OpenStreetMap © LY Corporation

© Mapbox © OpenStreetMap © LY Corporation

(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

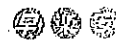
印

印

印

西新宿→東京 2025年02月03日(月).

16:38発→16:59着 21分(乗車21分)



乗換: 0回

8.7km

② 現金優先: 210円 定期券 通勤: 1か月 7,990円 / 3か月 22,780円 / 6か月 43,150円

16:38 西新宿

10駅

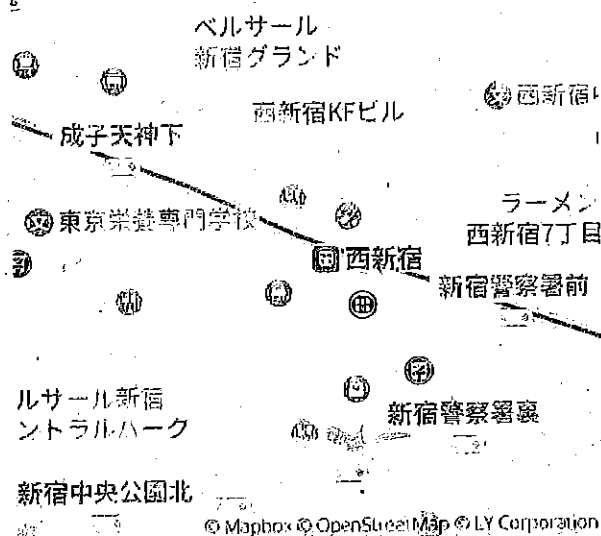
東京メトロ丸ノ内線 池袋行 [発] 2番線 → [着] 2番線

210円

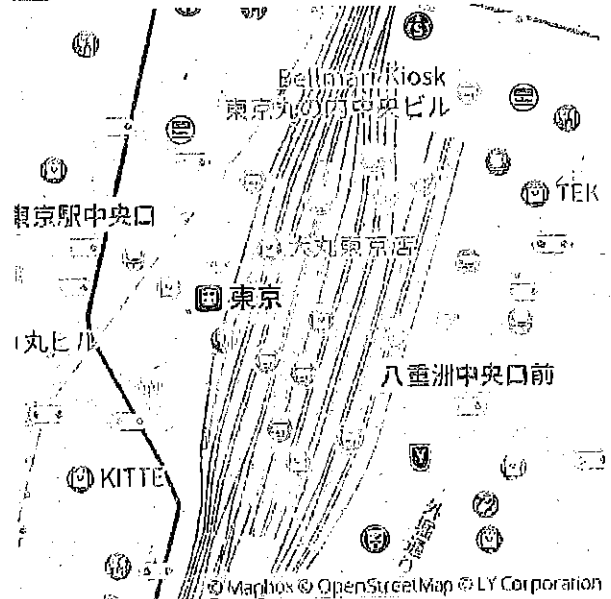
16:59 東京

出発地の周辺地図

VI111



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

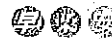
印

印

印

東京→生野(兵庫県) 2025年02月03日(月)

17:48発→22:20着 4時間32分(乗車4時間5分)



乗換: 2回

687.9km

④ 現金優先: 15,730円 (乗車券10,340円 特別料金5,390円)

17:48 東京

7駅

J R新幹線のぞみ79号(当駅始発) 広島行

自由席: 5,390円

10,340円

[発] 18番線 → [着] 12番線

20:45着 姫路

21:03発

11駅

J R播但線(当駅始発) 寺前行 [発] 2番線 → [着] 情報なし

21:50着 寺前

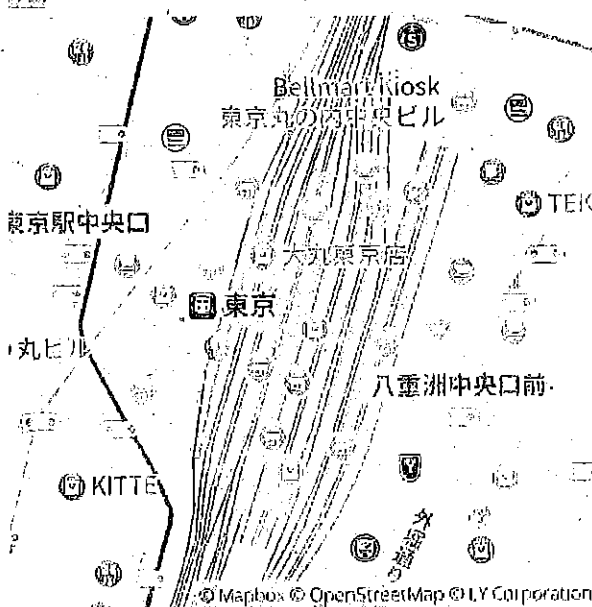
21:59発

2駅

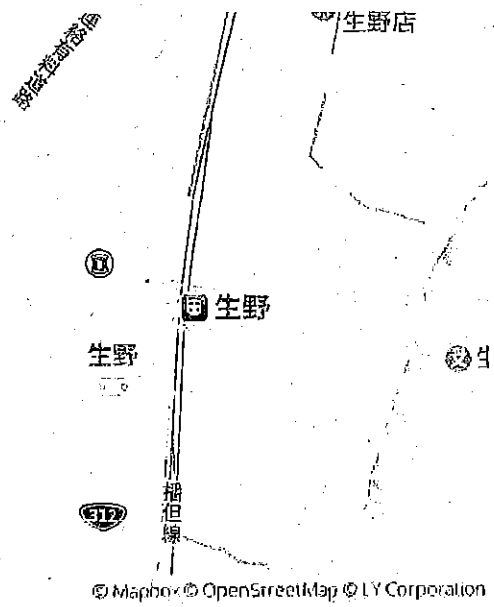
J R播但線(当駅始発) 和田山行

22:20 生野(兵庫県)

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

印

印

印

印

印

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和7年1月7日				
金 額	40,400円				
支 出 先	アパホテル&リゾート<西新宿五丁目駅タワー>				
使 途 内 容	宿泊費(2/2)				
備 考	@10,100×4人				
領収証貼付欄 領収証：裏面					

領 収 書

発行：No.2511650302

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 清風の絆 様

金額 10%対象
¥40,400- (税込・サ込) 内 消費税額 ¥3,672
*但し、宿泊代金として (クレジットカード決済)

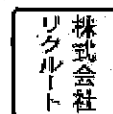
予約番号 09LQ9MY1

ご利用施設 アパホテル&リゾート〈西新宿五丁目駅タワー〉
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年2月2日より 1泊

決済日 2025年1月7日

*本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
*発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社 リクルート

〒100-6640
東京都千代田区丸の内-9-2グラントウキョウサウスタワー
登録番号：T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行：No.2511650302

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年2月2日(日)	09LQ9MY1	アパホテル&リゾート〈西新宿五丁目駅タワー〉	4	4	1

宿泊代表者氏名

加藤 貴之 様

支 出 伝 票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和7年1月27日				
金 額	44,000円				
支 出 先	公益財団法人 日本生産性本部				
使 途 内 容	研修受講料				
備 考	@11,000×4名				
領収証貼付欄 領収証：裏面					

5①

669-5202
 兵庫県 朝来市 和田山町東谷213-1
 朝来市役所5階
 清風の絆
 朝来市議会
 加藤 貴之 様

2025年1月27日

領収書NO.	24	—	240441
50			441

領 収 書

清風の絆

御中

〒102-8643 東京都千代田区平河町2-13-12
 TEL: 03-3511-4013 FAX: 03-3511-4039

公益財団法人 日本生産性本部

理事長 前田 和敬

担当部署: 地方議会改革プロジェクト

登録番号: T4 0110 0500 3000

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当本部の事業活動につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、この度下記の通り領収いたしましたのでご連絡申し上げます。

敬具

記

【領収金額内訳】

摘 要	金 額	備 考
「政策サイクル推進地方議会フォーラム」公開セミナー ミライの議員・議会のために（2月2日開催）	44,000	@11,000×4名様分
合 計	44,000	

(10%対象: 44,000円(税込)／内消費税: 4,000円)

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和7年2月3日				
金 額	120,000円				
支 出 先	地方議員研究会				
使 途 内 容	研修会受講代				
備 考	@30,000×4名				

領収証貼付欄

領 収 証

2025 年 2 月 3 日

清風の絆

様

★

¥120,000

但 2/3 10時～ 自治体財政の基本
2/3 14時～ 令和7年度の地方財政の概要
4名様 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

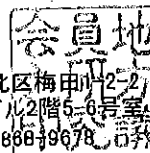
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6888-9967



支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和 6 年度	支出項目	研修費		
支出年月日	令和 7 年 1 月 2 7 日				
金 額	1, 5 4 0 円				
支 出 先	但馬信用金庫 和田山支店				
使 途 内 容	振込手数料（研修受講代送金 2 件分）				
備 考	送金先 ・ 公益財団法人 日本生産性本部 ・ 地方議員研究会				
領収証貼付欄					

☐ 振込金（兼振込手数料）受取書

☒ 預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）

(18)	お振込日 和暦	年 月 日 2012 12 7	(受付日 年 月 日)	
お振込先	信 銀 信 農 その			支店
	金 行 組 協 他			
預金種目	口座番号			金額
	1.普通 2.当座 3.貯蓄 4.その他 ☐ ☐ ☐ ☐			十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 <input checked="" type="text"/>
受取人	セイ			
	メイ			
	おなまえ			
依頼人	セイ			
	メイ			
	おなまえ			
様				

(ご注意)

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
- 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
- 得意先係でのお預りは、受付年月日の翌営業日のお振込となりますのでご了承ください。
- 記載された個人情報等は、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

振込手数料 (消費税込) 0 7 7 0
 うち消費税(10%) 0 7 7 0 円

会 員
会 員 外



毎度ありがとうございます。

全国どこへでもお振込ができる当金

窓口を今後ともご利用ください。

⑬ 但馬信用金庫

登錄番号:T8140005011905

SIS 35901 3/3

SIS 35901 3/3

様式 8 <資料購入費関係>

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市議会議員 浅田郁雄 様

会派の名称 清風の絆
会派代表者の氏名 足立 義美

政務活動費（資料購入）の成果に関する活動報告書

朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、
政務活動費（資料購入）の成果について報告します。

記

1 購入日

令和 7 年 3 月 24 日

2 購入した資料

- ①地方消滅 創生戦略編（増田寛也、富山和彦[著]）
- ②ChatGPT 120%活用術（ChatGPT ビジネス研究会[著]）
- ③これからの地方自治の教科書 改訂版（大森彌，大杉覚[著]）
- ④自治体議員が知っておくべき新地方公会計の基礎知識 改訂版
（宮澤正泰[著]）
- ⑤地方議会議員ハンドブック第 2 次改訂版（全国市議会議員会[著]）

3 成果

①地方消滅 創生戦略編

「消滅可能都市」における地方創生の方法についてヒントを得た。今後、
一般質問、会派提言等で活用を図っていく。

②ChatGPT 120%活用術

対話型生成 AI を使って課題解決をしたい時、具体的にどのような質問を
すれば良いかを事例に即して理解できた。今後、市の業務改善等に生成 AI
の活用を提案していきたい。

③これからの地方自治の教科書 改訂版

日本における基本的な地方自治と住民自治の仕組みについて整理するこ
とができた。さらに、これからの共生型社会を実現する上での新しいヒント
を得た。今後一般質問等で活用を図っていく。

④自治体議員が知っておくべき新地方公会計の基礎知識 改訂版

自治体会計における財務 4 表の役割と関係、その読み解き方を整理するこ

とができた。今後の一般会計の決算認定、公企業会計の審査に活用を図っていく。

⑤地方議会議員ハンドブック第2次改訂版

本会議および委員会の運営方法、細かい規則について整理することができた。今後の議会運営に活用を図っていく。

4 支出内容明細

(単位：円)

項 目	費用総額	使 用 額	積 算 根 拠
資料購入費	73,178	73,178	書籍購入費
合計	73,178	73,178	

支出伝票

会 派 名	清風の絆	代表者印		経理責任者印	
支 出 年 度	令和6年度	支出項目	資料購入費		
支出年月日	令和7年3月24日				
金 額	73,178円				
支 出 先	TSUTAYA和田山店				
使 途 内 容	書籍購入費				
備 考	①地方消滅 創生戦略編（増田寛也、 富山和彦[著]） 814 円 ②ChatGPT 120%活用術（ChatGPT ビジネス研究会[著]） 1,390 円 ③これからの地方自治の教科書 改訂版（大森彌, 大杉覚[著]） 2,750 円 ④自治体議員が知っておくべき新地方公会計の基礎知識 改訂版 3,300 円 （宮澤正泰[著]） ⑤地方議会議員ハンドブック第2次改訂版（全国市議会議長会著）2,200 円 計 10,454 円×7 名分=73,178 円				

領収証貼付欄

領 収 書
清風の絆 様

領収日 2025年03月24日

領収書No. 00131710383

(伝票 No. 00131710383)

¥73,178-

(内 (10%) 税抜 ¥66,526- 消費税 10% ¥6,652-)
 (内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% ¥0-)
 ※消費税 6,652円を含みます

注) §は軽減税率 (8%)

但し、書籍代

上記正に領収いたし
TSUTAYA和田山店
兵庫県 朝来市 和田山町



下村
672-1277
659-1

登録番号 T8140001046921



TSUTAYA

TSUTAYA

和田山店

TEL 079-672-1277

登録番号 T8140001046921

営業時間 9:00~22:00
 営業時間外のレンタル商品の返却
 は、正面入口の返却ポストを
 ご利用ください。

レジNo. 0013
 伝票No. 00131710384
 2025年03月24日(月) 16時46分
 再発行
 レジNo. 0013
 伝票No. 00131710383
 2025年03月24日(月) 16時46分

取引レジシート
 営業日 2025年03月24日(月)

地方消滅 創生戦略編 5,698
 9784121023339 7
 ChatGPT 120%活 9,730
 9784299043009 7
 これからの地方自治の教科書 19,250
 9784474076990 7
 自治体議員が知っておくべき 23,100
 9784474075435 7
 地方議会議員ハンドブック 15,400
 9784324112748 7

小 計 35 73,178
 注) §は軽減税率 (8%) 適用商品

合 計 73,178
 ※内訳(10%) 66,526
 (消費税) 6,652
 ※内訳(8%) 0
 (消費税) 0
 現金計 73,178
 お預り 73,178
 お釣り 0